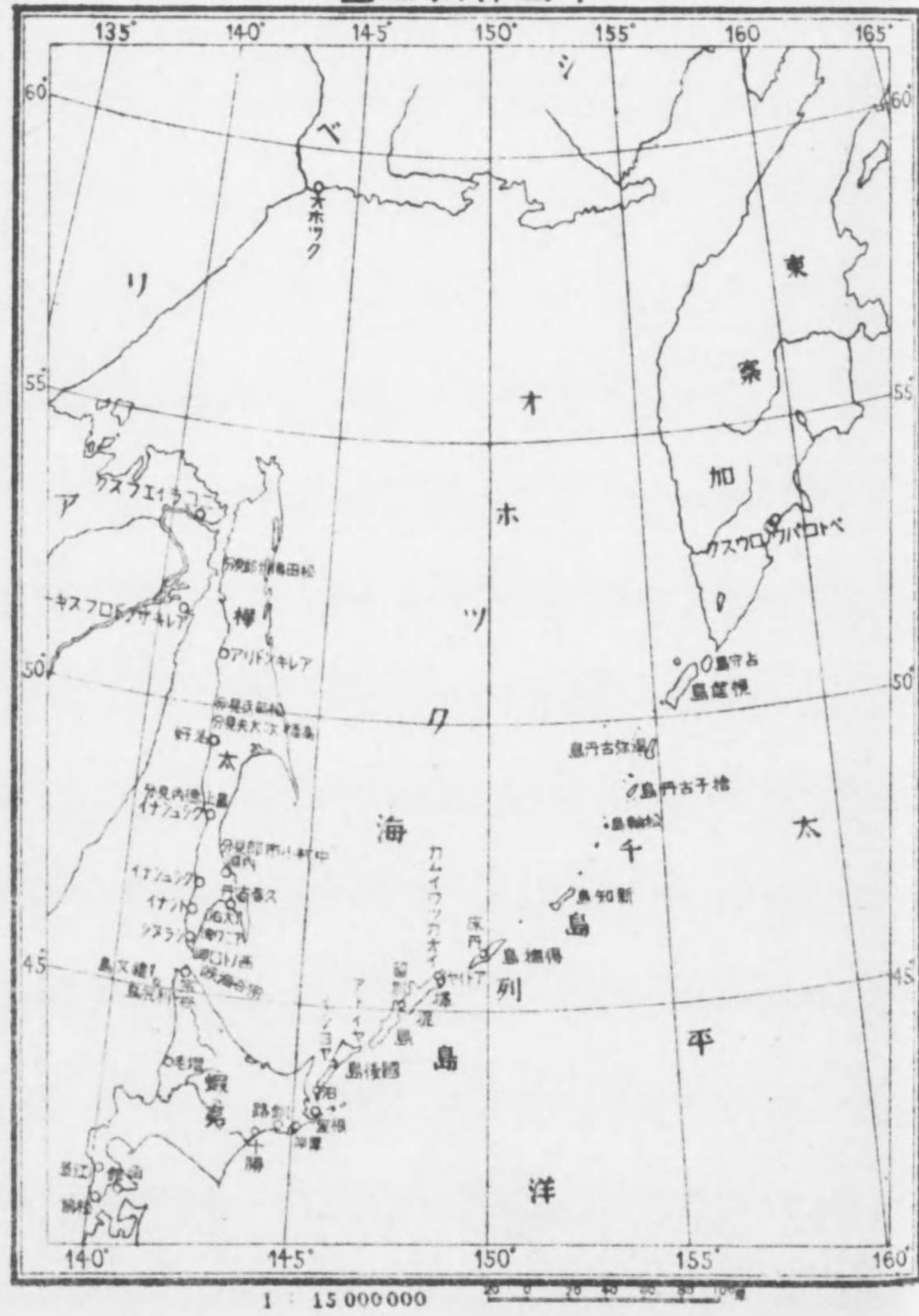


千島樺太略圖



樺太占領

て、船長ネヴェルスコイと相ひ協議した。船長は一八四八年八月クロナスタ
ド港を發し、翌年五月ペトロパウロスクに到り、樺太の北端を通過し、六月の
末、黒龍江口に碇泊し、その附近を探検して、樺太が世人の想像したる如く、
半島でなくして島であることを發見した。

ネヴェル
スコイ復
命書

總督ムラヴィエフ將軍は、一八四九年五月イルクックを發し、七月末東察加の
ペトロパウロスクに到着し、其灣の良好なるを見て、海軍根據地を、オホツクよ
り此に移すの議を定めた。而して露國政府は之を容れ、同時に西伯利小艦隊は編
成せられた。斯くて船長ネヴェルスコイは、一八五一年(嘉永四年)黒龍江口にニ
コライヴスク府を建て、進んで滿洲沿岸の諸要港を占領し、剩す所は樺太のみ
となつた。而して一八五三年(嘉永六年)七月から樺太を侵し、同年九月二十一日
(露曆)には、ネヴェルスコイはタマリ村を占領して、露國旗を樹てた。是れ
チャーチンの艦隊が、長崎來泊(八月十日)に後、四十日に過ぎなかつた。
ネヴェルスコイの復命書には、其の占領の最も機宜に適したることを語りてゐ

る。晩秋の候、樺太に多大の經費を使用せずして、多くの陸戦隊を上陸せしめ得る地點は、タマリ、アニワ灣のみだ。此處は日本人が、漁業及び商業を營む主要の場所にて、諸種の貯蓄品や資料がある。若し此灣に堅固なる根據地を構へなば、日本人は餘儀なく、我と親交を結ぶに至るであらう。何故なれば松前北部の人民は、同灣輸出の魚類によりて生活するものにて、タマリ、アニワの漁業は、日本人に取りては必須であるからだ。即今日本に對し策動しつゝある米人が、樺太に着眼せざるは仕合せだ。若し米人此處に至り、露人の占領せざるを見れば、必らず其の重要な地點を我有とするであらう。さる場合には、米人は全樺太に對し、又た日本に對し、大なる權力を振うであらう。而して樺太は又た石炭に富んでゐると。

ブチャ
ン渡來

却説も北米合衆國が、其の艦隊を日本に派遣するの舉を偵知したる露國政府は、いかで之を傍觀す可き。一八五二年（嘉永五年）九月、中將ブチャーンをして、軍艦バルラダ號に乗り、日本に赴かしめた。彼は露曆十月七日、クロンスタツドを發し、運送船メンシコフ、及びスクネール型汽船一隻を從へ、大西洋を横斷し、南米を廻航し、翌春布哇群島に入り、此處にてベトロバウロスクより來れるウオストツク號と合し、先づ小笠原島に寄泊し、ペルリ第一回來航の翌月、嘉永六年七月十七日、長崎に入港した。然もブチャーンの行動は、ペルリに比すれば、如何にも穩當であつた。ペルリは外船の來る可らざる浦賀に來り、應接す可らざる浦賀にて應接を催求し、然も江戸城指點の地域までも其の測量船や、艦隊を乗り入れ、日本の國法を無視して、只管自己の所欲を逞うし、而して之に臨むに恫喝と威嚇とを以てした。それに比すれば露將は外船の來る可き長崎に來り、然も其の動作も、成る可く日本人の感情、舊慣等を考慮したるもの、如くであつた。

〔七二〕 露人應接掛の聞書 (一)

露船長崎來港に付ては、長崎奉行手附、應接掛馬場五郎左衛門よりの聞書に、其の要領を盡してゐる。

露船入港 狀況

嘉永六丑年七月十七日、白帆五艘遙に洋中に相見候趣、三ヶ所番兵より早速注進。但奉行方稍遅れ、佐賀之方少し早候處、奉行役所番(前か)にて佐賀方躓き倒れる内、奉行方先に相成候。十八日右船高鉾沖えかゝる。大船貳艘、蒸氣船貳艘、四艘共前之帆に國號を記し候。小旗下り居候。〔おろ

應接掛乗 船將

しや國の船)巾三尺程、長サ九尺程。應接懸五郎左衛門罷越、其情實相糺候處、魯西亞國使節船にて、御爲筋申上候爲態々渡來之由申述。船將は本國攝政閣(格)次席、本國軍船元帥(提脫カ)督ブーチャーチン(ブチャーチン)と申者にて、年頃五十歳位。副將はボスーエツト(ボツシエツト)と申者にて、年齢三十歳、是は清の北京え七年遊學致し、頗る漢學を心得。外に漢學に通

食料薪水 船與謝絶

人々恟々

候者兩人有之由。應接は始終此副將のみ致し候由。彼者相尋候には、長崎より江戸え早飛脚にて、五日或は七日に相達候由承及候へば、十五日位にて往返可相成一哉と、右に付夫は平常之事にて、大切之事には侍分能越候間、三十日位ならでは往返不相成一候趣申聞候由。佐賀、黒田、小笠原、松浦、島原、大村五家注進に及候處、各早馬にて馳來候得共、彼おく(いカ)て陸梁の怨も無之故、固人數殘置、各歸國之由奉行より食料薪水等も差支候は、手當可致旨申聞候處、萬端不足無之由相斷。右に付當六月入津之和蘭滞留之甲比丹を以申聞候處、右の如く相斷。但し和蘭王之妻は魯西亞國王之女之由、甲比丹は身分輕き者故、船將に面接は不相成一候由。

一 廿一日より毎夜九時(十二時)頃に相成候へば、番船之者共何やらうかさ候様子にて、俄に大聲を發し叫び候に付、一同大に怪み、所謂彼の妖術にて有之哉杯、衆議紛々已に江戸表え御届にも可相成一處、馬場五郎左

露人訓練

衛門考候には、全く右様には有之の間敷、諸人十分恐怖を抱き候處ゆへ、氣のため致す事にて、若し大雨にても有之候は、自然相止可申と存、先試に番船一泊致候處、果て右之如く甚物すごく相成候間、大鼓打鳴し候處、其儘外に怪異之事無之。然る處廿七日頃、大雨降候後は、一切相止候由。當時江戸にて長崎妖怪之事申傳候は、此等之事より枝葉相添候事之様子に御座候由。或日馬場被越候處、大訓練有之、一見いたし候處、大訓練三百人、小訓練三十人、大將劔にて指揮いたし候。鐵炮はトントル仕懸にて、紐を引けば、三丸一度に相發し、至て迅速之由、大砲は五人其(マ、)運用、劔は先日本に類候由。他國より銳利見候。此訓練次第頗□□なれば記不申由。

一 或日罷越候節、象の運動一見可被致とて、已に夕刻に及候得ば、數多の硝子之燈籠を點し候。至て美麗にて、三面をすり有之、一面のみみがさ相成候由。夫より先導致段々階を下り、船底に至候へば、廣き一室

うつし繪

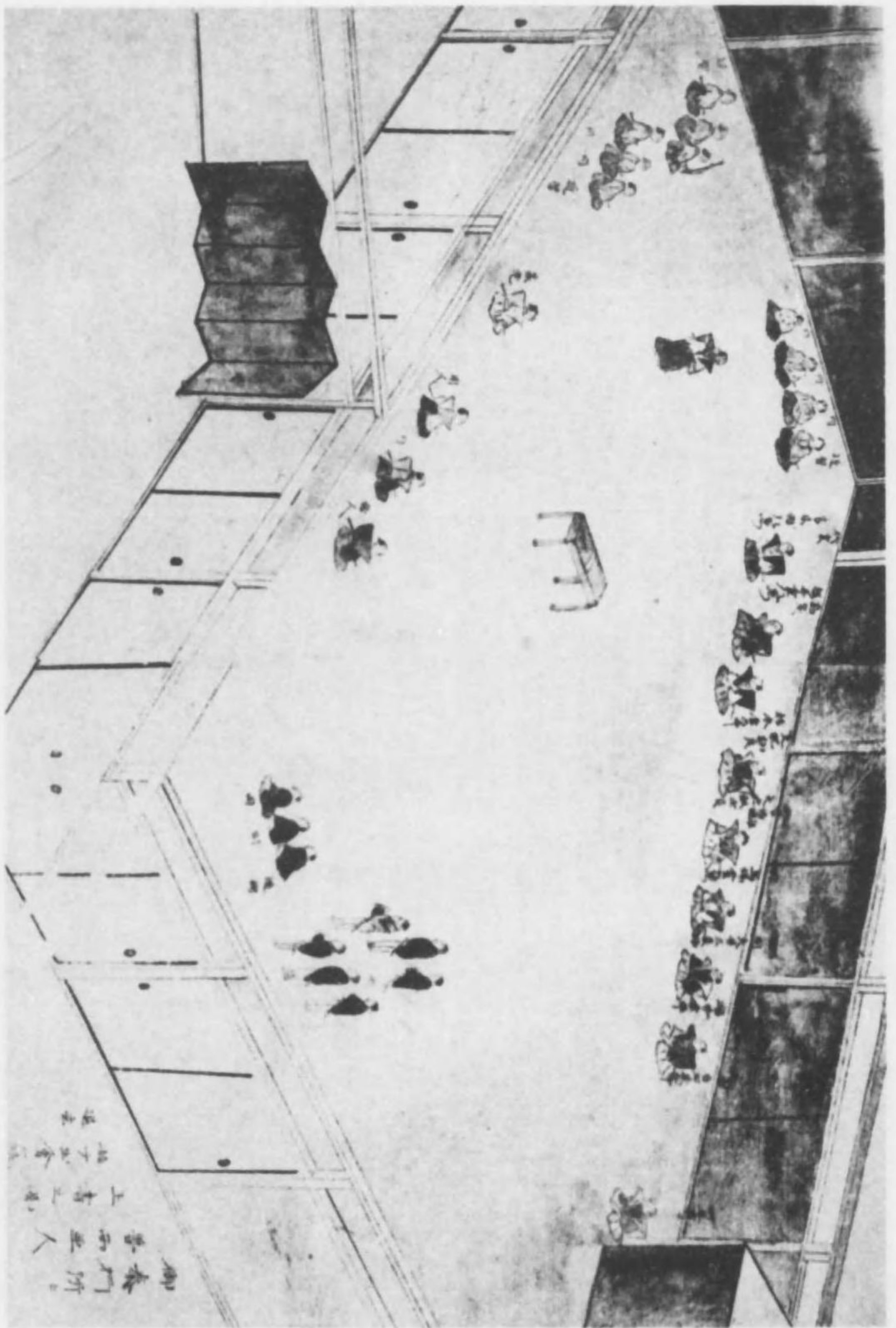
有之、初は薄闇く、次第に明るく相成候へば、頗る奇麗にて、金襴様の帯を垂れ、船將、副將も出席仕、此方にて申うつし繪の仕掛にて象を出候處、大さ凡二間程、次第に手足を運動いたし、活物を見る如し。次に本國婦人之形を出し、歌舞の様を致し、後は閨房之秘戯を極め候。次に本國都府之形容を出、次に海岸炮臺を出候。炮臺は四方に設け、各上中下三段に備有之、十字打に相成候段、其製造相尋候處、都て石は不相用、山砂としつくひ計にて築立候得ば、自然磐石之如く相成、如何成猛炮にても、摧裂之憂無之、是は秦の始皇萬里長城を築候遺法之由、一里に付、凡大炮百門相備候よし。

打露人の仕

如何に當時人心恟々であつたかは、前に掲げたる妖怪沙汰にて想像せらるゝ。此れと同時に露人が幻燈もて遊興に事寄せ、本國の武威を示したるも、中々油断ならぬ仕打である。されど其の態度は、米人に比して頗る妥穩であり、浦賀に於ける程の心配は、長崎では無かつた模様だ。

露使温順の態度

馬場意内暗に思願するに、長崎近來海防嚴密に成り、諸家各々番所に大砲を増加し、頗る防禦整へりと思へども、長崎十四ヶ所の砲數都て百二十四挺なり。漸く彼の一砲臺に當る。爰に於て心大に慚恥を生ずと云。思ふに今日影戲の一事此一段を示して一唱に傳ん爲なるべし。見畢て歸る。食料野菜不足の由申に付奉行より野菜の類少し贈けるに、乍ら返禮致すべき由を申す。左ありては交易に似寄るゆる受まじとの事なり。彼云、漂流或は獵船等の船と違ひ、使節船の事なれば故なく助力に逢譯なしと申。依て奉行より在留のカヒタンへ申含め、彼より贈り候趣に致し遣す。尤も當時魯西亞國王の娘を紅毛國王の室とせし親類の國たるに付斯は計ひたる也。カヒタン彼船へ罷越し相贈る。直に受納せり。其節カヒタンに差添遣したる者見聞せしに、在留の甲比丹使節布恬延へは禮もでき申さぬ様子にて、使節より四五人めに居たる官人の前に出、懇意の禮節を述べて引退しとなり。然れば使節は餘程高官の者と見えたり。或時使節應接の者へ物語に、亞墨利加、暎咭喇等は兎角強暴の風儀にて有之、聊の事を詞として戰爭を開く。我國は然らず、今度貴國へ申入し事條も假令免許なきとて、此方より戰爭の事は企申さず。去ながら御打拂とあらば、其御打拂の廉は一應承るべきなり、決て此方より手出しは致さずよし。〔嘉永明治年間録〕



(牧所畫文保關國外未慕) 圖之進呈書國節使國露

【七二】 露人應接掛の聞書 (二)

馬場五郎左衛門よりの聞書は、尙ほ以下續いてゐる。

蒸氣船
出帆

一 七月廿日、本國カムシヤスカえ要用に付、蒸氣船一艘遣度趣申出候に付、其節檢使船可遣旨申聞置、同廿六日五時(午前八時)檢使船遣す。吾が五時は、彼の四時之由。彼蒸氣船は兩輪底に有之、以前は矢張兩側に有之候處、曾て洋中にて物に障られ、運用難成難澁致候故、新發明之由。乍去未だ工夫中にて、遂に精巧可極趣出帆之節、滯留船は並有之、一艘は餘程離れ居、其船初少し烟立上り、次第に多相成、惣て霹靂之如なる音致候と、直に將官之船に参り別れを告げ、其船を周候事凡二三十度程、初は靜に次第に早く相成、其後先之處え参り、音樂を奏し相別る。三艘共皆前之通、彌出帆を告候とひとしく、馬場遠眼鏡にて望候得共、はや其間に見へず相成候由。

一 呈書受取之命令下り候節、八月十九日、西御役所にて、奉行對面之旨、先方へ相達す。其節迎船にても可二差遣一哉申聞候處、船將以下各身分に寄乗船にも差別等有レ之候に付、用意有レ之趣、上陸之節は、乗物出し吳候様、其内船將は布衣之乗物相願度由、右に付評議致し、奉行乗物にては、他日差支候事も可有レ之とて、禪林寺之乗物を借り差遣す。是は白色にて棒黒ぬり、上岸之砌船將大に賞美致候由、彼又申聞候は、此方船將は、本國攝政官次席にて、身分重候ゆへ、其方奉行身分に寄、同席之對面は不二相成一義、依レ之其格式等、承度趣。右に付、此方奉行職攝政官より輕き身分なれども、出陣中には邊海鎮衛之大職務を蒙り、時に臨みては、國王之代に相成、萬事取扱候重任なれ共、賓主之差別も有レ之事故、同等之應接にて可レ然旨相達。又對面之節、此方曲錄相用、其方座候様仕度由申出候に付、夫は舊例無レ之間、其方も矢張座禮可二相用、若曲錄相用候は、此方床机可二相用一旨申聞候處、承知不仕、且又坐右に有レ之候銅板に書所を

出し、先年蝦夷地にて應接之節之舊例有レ之趣申立、是は其節之儀式委數相記、應接仕候者の似顔まで有レ之候。右に付奉行とは身分も違ひ、殊に倉卒之場にて行候事にて、此方例式には不二相成一候由説破致し、數度及二問答、其中を取て、席之中央に高き机を置、双方對立にて、呈書請取可レ申、兎角之儀相濟候後、各安座にて對話可レ致旨申聞、承知仕候。又當日奉行出迎有レ之候哉相尋候に付、無レ之趣答ふ。又當日響應有レ之候哉尋候に付、無レ之趣答ふ。當日西役所十二疊之書院え金屏風を立廻し、其中央え高机を置、少し奉行出席之方え寄せ置、上陸之節は、パツテ一ラ七艘、將官之船は溜塗金の小へり、副將白塗り、其外表黒裏青一艘、二人え警固人數奉行方貳拾人、前左右黒田家物頭騎馬羽織野袴、人數同段、先方乘輿にて、奉行(所)門前下乗、六人玄關にて供待、奉行肩衣平服、家老用人二人、給人御代官、支配勘定、長崎手附三人、御普請役壹人、手附書方壹人、右同斷、船將服黒羅紗白同斷、股引金之□房かける。副將壹人、隨

對面狀況

從三人、船頭壹人、外に隨從六人、服同斷、奉行船將共机に向て對立致し、船將先一禮を述、遅刻失敬之段述、副將呈書入候、黒塗之箱を捧げ、机の中央に置、船將箱を開き、呈書を出す。

一寸位



(整一寸位とあるは誤なるべし)

圖書の形

紫色之天鷲絨にて、燕口の如きもの、裡金もふる様之物にて、此中に書翰入有之、合せ口え白蠟を流し、其上え朱印を押有之、奉行船將え對し、當國多事に付、早速返答にも及兼可申候。其段承知候は、請取可申趣述る。船將不苦候旨申候に付、支配勘定杉本金六郎是を持、双方退座仕、夫より別席に移候得ば、船將は曲録に寄、奉行は疊武枚かさね、敷皮を敷、其上に座し、雜談有之、船將上陸入津致度旨を請ふ。奉行篤と勘考之上返答可致旨申聞。又其内と申候て相別申候由。帽子地黒に

て、鷲之模様、將官は同上に付毛、將官は白、其外黒、呈書三通、本國書、漢文、蘭文。〔幕末外國關係文書〕
以上によりて見れば、露國使節の態度が、米國使節に比して、如何に穩當であつたか判知る。

露國使節圖書呈進の狀況

さて其日に成て、本使フーチャチン(年五十歳位)内外瑠璃色に、へり金のハツテラに乗、副將ホスーシユルト(歳三十三)内外白塗の舟、餘は貳人乗、外黒内青漆の舟にて、凡て七艘にて、上陸の節、例の乗物色々評議有しが、奉行の駕籠を貸すと言は、後日聞へも如何など有て、禪林寺と言より、朱網代塗棒の駕籠を取出しに、余の切棒の駕籠とは格別なる故、大に喜悅の様子謝したりと云。長崎警固貳十人、黒田家人數野袴丸羽織、物頭騎馬にて護送す、西御役所え迎へたり。(西御役所と云は、尹館より西に在、舊尹新尹に譲て歸府せんとする時、暫く居る所とす)從官十人は先玄關に在て、後に書院え入たり。書院十二疊(圖後に出す)中央に(中央とは内少しく奉行の方へよせたるといふ)書翰を置べき臺を、兩方にて歩み寄て請取渡し、上宮は從官の者取のく、左右え分れたるとなり(支配勘定杉本金六郎書簡の筥を持、奉行の後に從ひ退く)副將ホスーシユツ

ト通詞を兼たり。此は永く支那に遊學して漢文を解し、唐音を辨するよし。其後打解たる面會あり。是も前之方に約定して、使節は椅子により、奉行は上座を二疊敷たりと也。奉行は始終肩衣にて近習刀を持たるよし。本使肩に金の兩懸、副將は片懸其他は總の付べし座あるのみ也。是を以て貴賤を分つと見へたり。本使奉行云は早速可罷出之處、支度彼是ひまどりて、さそ御退屈にて候(？)かし。(和語にて云し)其後面會之時、何も話もなし。書簡請取の後は船を湊内え置度又面會する事もあらふとて歸りぬ。(通航一覽續輯)

【七三】 露國使節渡來に關する長崎奉行
手付等の上申書

露使渡來
主旨陳述

露國使節プチャーチンは、一八五三年八月廿二日附(嘉永六年七月十八日)にて、長崎奉行に當て、其の渡來の主旨を陳べてゐる。其中には、魯西亞官府に於て、專大切と考候は、和平之事に御座候。敢て通商之

利益を貪而已之儀には無之、日本國及び魯西亞に携たる至極肝要之事に御座候。

との一項あり。又た、

本官罷出候儀に付て之事柄は、延々に相成候事、不三相叶儀に御座候間、何卒長崎御奉行様思召を以、急速に御沙汰被成下度。

返答催促
と云うてゐる。而して又七月廿三日附にて、左の如く長崎奉行へ返答催促をしてゐる。

魯西亞國中大切之事柄書記致候役柄より奉願、當主役事速に蒙三御免、江戸表え罷出度儀に御座候。

と云ひ、又た

右御返答承り候儀は、主役に於て、肝要之事に有之候。其故は當長崎にて、御返翰相待候儀は、國帝より相定候時日有之候故に御座候。自然右時日延引に及び、御返答無之節は、主役自分當船を以、江戸表え罷

越不申候ては、不三相叶儀に御座候。

と云うてゐる。

大井三郎
助等の意
見書

尙ほ長崎奉行附大井三郎助、馬場五郎左衛門、白石藤三郎等は、左の如き意見書を上りてゐる。

今度來船之魯西亞軍艦之儀に付、私共深く見込之趣、左に奉申上。御拾擧被下候儀に不レ拘、即皇國之廢興存亡兩道は、今度に可

一 私共儀魯西亞軍艦之使節へ數度御用談相動罷在候儀に御座候。然る處右使節存念之奥意深く推考仕候得ば、當夏北亞墨利加國之軍艦浦賀沖え渡來仕候趣意を、つらく相考候得ば、右之國より皇國を犯す之謀反、密に魯西亞國府にて承知仕候より事起り、今度態々軍艦を仕立來船仕候儀と推考仕候。抑此儀は亞墨利加國にて、近年皇國を押領仕候企に有之候故歟。皇國之風俗人情等量探可仕ため、蝦夷

露船は我
國援助の
爲か

露船を疑
ふの不利

地或は關海邊え渡來、又は漂流に事寄、彼國より捨人杯仕、其度々皇國之風俗人情等量探仕候儀にて哉。彌浦賀表え當夏國書を奉捧、其等之御返答振りに應じ、非を以利(理?)に取直し、數艘之軍艦一時に關海え押し寄せ、内海えも自由に乗入れ、不利なる戰爭を仕懸、皇國を速に彼國にて犯し可申目論見相決候儀と奉存候。

然るを魯西亞國府にて、右等之様子先見仕候哉。今度來船之儀は、皇國え亞墨利加より攻寄候節、御爲第一を差含、一方御味方仕、亞墨利加之先鋒を取鎮め、御國家安穩に治申候末に至り、魯西亞國には、皇國と億萬歲之信義を結び申度存心にて可有御座候。乍併魯西亞え御返答振に寄ては、表裏に反し、夷敵十倍仕候様可ニ成行、只今私共見込之處にては、全皇國危急之場合を見込、彼國府より皇國防禦として、援兵艦差越候儀に可有御座一哉に奉存候。

一 魯西亞より今度差向候使節並軍艦都て之貌體、元々無法之儀は仕出し

申間敷、皇國之法則を相守候事を専ら申處にて、極意之心底は如何可有御座一哉。今眼前之趣意は、不二一方皇國之御爲を差含來船仕候を、是より深く疑心を生じ候はゞ、事皆空敷相成可申、亞墨利加より關海へ大軍を差向け候様相成候節、魯西亞國帝之情不貫、空敷相成候はゞ、夫等を逆恨に差含、其機を謀り、亞墨利加よりは、又一倍之大敵可ニ相報一は顯然仕居候。

露國要求の利益

右等を相考候得ば、彌以須臾も難ニ捨置、不ニ容易一場合に成行可申、依レ之彼之望に被レ應候はゞ、又一ツ之計策にて、一時平穩之御爲にも可ニ相成一哉。且又魯西亞國帝之深望に被レ應候、別に子細有ニ御座一問敷、只相互に信義を通ずる而已。外蠻國と違ひ、彼國は金銀銅鐵等は潤澤之國柄にて、彼國之乏敷品は、米穀一片に可有之間、米穀を彼國へ被ニ相與一候迄之儀にて、聊御國寶を費し候と申程之儀にも有ニ御座一問敷哉。是以豊凶之年柄を量り、豊には相與へ、凶には不與之御仕法にて、彼え渡方之増減を差極候はゞ、

露使江戸に向ふの露

萬代之太平を可レ奉レ祝、是等之儀、深く御勘考被レ爲レ在度奉レ存候。此儀須臾も難ニ差延、窮迫之場合に可有之哉。然る處崎陽は江府と格別之隔地にて、自然御下知之次第に寄候ては、速に關海へ推參、御直訴可レ仕。彼は何國迄も能出、國帝之情を可貫に差極能在候様子に相見申候。右等之趣奉ニ申上、迄も無ニ御座、乍レ恐於ニ江府も深く御勘考も可レ被レ爲レ在御儀には奉レ存候得共、私共見込にては、片時も難ニ差置、心底之拙意、御捨擧に不レ拘、不レ奉レ願レ恐、此段内密奉ニ申上候。以上。

丑七月

露論の由來

當時大槻平次などの露國と結んで米に當らんとするの意見あり。又他日橋本左内杯の日露同盟論あり。何れも其の論の來る、自から由る所あつたものと思

第十三章 七三

露國使節渡來に關する長崎奉行手付等の上申書

三三九

大井三郎助印
馬場五郎左衛門印
白石藤三郎印

はるゝ。

〔七四〕露國使節の齎らしたる書翰

露國宰相
書翰

前記（參照 七一、七二）八月十九日（嘉永六年）ブチャーチンより長崎奉行へ差出したる、露國宰相ネッセルローデの書翰は左の通りだ。

大君首仁幸來、俄羅斯國一統主宰の上宰相なる、子也利羅德書翰を以て、大日本國御老中へ差出候。大君皇帝俄羅斯一統の主宰、遠く貴國當時の事情を考見て、日々兩大國境界の相雜はり候。大事を思ひ、仍て兩國の爲に相成候儀を思ひたち、御前大臣俄羅斯水師將軍布恬廷永平と申者を選び出し、全權の事を取行はせ、使節として貴國へ差遣し候。扱其存寄の一は、當時世界の色々に変化致候と、貴國の事情形勢は如何可レ有之哉の處を、

使節派遣
の目的

委細に申述、貴國の命運の感應する所、此末如何成行候哉と懸念する本意をあらはし述候也。其二つには後の兩條の事を申立、兩國領分の人民、皆利益に進み、兩國此後爭論疑心の處を決去して、相共に和睦平安の眞實にいたらしめんとなり。

境界協定
の件

第一條。大皇帝願ひ行ふ所は、兩國境界の地を、分明に致さんとなり。此儀は既に當時の事情を知り、並兩國を遠る衆海中の地、何れか籌略せざる所あらんや。（翻譯には「此件は兩國に注げる洋中に起る所の諸事に就き、復更に遅延する」とを得ず」とある）依ては此後此儘にて延引すべきにあらず。右故に大皇帝肝要の儀と被レ存、今般此事を思ひ立、相共に會合評議して、貴國領の海島は、何れか北方極末の界と致し、吾國領の海島は、何れの所を南方極末の界と致し、其他からふと島の南岸は、何れの領とか、相談の上分明に取り極め度候。

境界協定
の必要

大皇帝には既に俄羅斯の主となりて、古來未曾有の國土廣大如レ此に候得ば、

自然と何れの新地を求むる存念は無之候得共、領分人民のよき便利を取失ふに忍びず、依て明細に勘考致候に、兩國の境界を取定め候は、和睦平安の本と存候。

通信交易

扱第二條の事、大皇帝眞實に願ひ候儀は、本國の人民、貴國の湊に至り、貨物を取換へ交易致候を、御許被下、且又臨時に本國の兵船海を渡り、かんさぬか、並北あめりかの地え参り候者、肝要の事ありて、貴國の湊へ到り、入用の品を相求め調候事あるべし。是を其意に任せ、御差留なきは疑ひ無之儀と存候。貴國必此願筋は、決して貴國の御利益を妨げ候筋には無之は、御明察あるべく存候。其上本國は貴國と隣境の事なれば、相互に親交するは、自然の理義にて、其高大なる事固より他の遠國へ交はるとは格別に相勝るべき譯有之は、御明察可被下候。此事皆御前大臣水師將軍布恬廷なるもの君命を受け、委細に申陳ぶる所なり。御老中方にも篤と御勘考被下、本國の願筋は、正理に符合せざる事なき處を、御高察可被成

右要領

使節待遇
方に就き

下と存候。此儀は皆右の將軍全權の命を謹奉し、主君よりの訓戒勅令に引合せ、貴國の大臣と會合し、相共に評議して主命に見合せ、約束法度を取極度存候。大意を取撮み申候得ば、今般使節を、大日本國の大主え差上候趣意は、其一には本國より親交を相求候意味と、世界當時の形勢事情如何といふ所を申立、其二には兩國境界を取定め候肝要の事を申立、其三には兩國領分の人民互に利益あるの交りを相始め、兩大國を至極安全の場に至る様成行候事は、疑ひなく存候。且此度差遣候大切の用向を取行ひ候御前大臣水師將軍布恬廷は、貴國御取扱丁寧に被成候て、當人身分相當の禮秩と其高位とを照合せ、御會釋被下候もまた疑ひ無之と存候。貴國大主君の賢明智略ある執政老職方皆御心を留められ、本國申立候諸事並此欽差大臣え被三申付、謹で陳述に及び候書翰譯文の趣を察せられ、早速被三取行、御出精被成候て、兩國相互に利益ありて、諸事始終安全に成行候様御所

置被下度候

此書翰を御都さんべてりぶりげにて相認。八月二十三日、一千八百五十二年

(嘉永五年)

大君皇帝俄羅斯統與主宰即位以後二十七年なり。

本文下書

國宰相國公 子也羅德

鳥的明瞭

以上によりて露國使節來航の目的は分明だ。即ち第一は兩國境界を定むる事。第二は兩國和親貿易の事だ。而して書面の文句は如何にも穩當に出來てゐる。

【七五】露國使節の返答催告

昭和二年十一月三日、最初の明治節の早曉、西郷南洲五十年記念講演の爲めの薩南旅行より歸來、此に稿をつゞく。

幕府の延

文書催促

期事待受

幕府側は例によりて、露國の使節の齎らしたる書翰を受取りつゝ、其の返事を引延ることとした。然も露國使節は、逆も長崎に永く滯船は出來ない。都合によりては江戸に赴く可しと催促した。

一 魯西亞使節事、長崎御奉行様に謹で申上候は、則長崎表に罷出、江戸之方に此度不罷出一候は、畢竟大日本國之御法相守如斯に御座候。

一 魯西亞國帝當使節之者を、日本に差出候事柄之趣意は、事及二延引一候儀不不相叶一儀に御座候。

一 魯西亞國大切之事柄書記いたし候職ガラフ・ネスセルローデ(人名)相認候書翰、江戸之方に御差立相成候上にて之右御答にて事必定仕候譯に有之問敷、究而左に相認候振合に可相成一候。

日本國官府にて、此一件御取扱御座候に於ては、必定使節之者、江戸表に罷出候儀、御聞濟相成候事哉に奉存候。是迄毎々在來候事

を以、魯西亞國官府に於て承知罷在候は、長崎より江戸之方え之往返、二十日以下之日數にて相整可申趣に候。爰を以相考候に、魯西亞國大切之事柄書記いたし候職相認差越候書翰相届候末、凡四十二日許之内には、右御答可有之、右御答之爲之御評議も、右四十二日之内に、右御掛被爲成候は、究而御決談に相成可申事と奉存候。

一 使節事は、此度大切之事柄取扱候初之儀に有之、此日限後迄御答使節方に無御座候時は、必長崎にては事充分に届兼候事哉と、決心可仕奉存候。

一 阿蘭陀船便にて否之御左右可有之との儀に付、使節申立候は、西海洋之方に、魯西亞軍船充分罷在候儀故、是等之爲には、此船之内にて相辨可申候。扱又使節之者命を請罷在候は、外に仲に立候向無之、唯直々に日本高貴之御輩と御談合仕度儀に御座候。

只直接交渉を欲す

一 使節之者相考候に、日本高貴之官府に於て、事之肝要、且大切之事柄取扱候爲、直に御面會必要たる事は、書翰御披見之上にて、御承知に可相成、其時に到候は、使節事彌以差急ぎ、既に申立候時日之内に、御請申上候様可仕候。

曆數千八百五十三年第九月(魯西亞十四日、和蘭廿六日)

嘉永六年八月廿四日

使節命に依て名前相認候

船將次官 ボスシエト(ボシエット)

彼理との比較

此の如く其の返答の日限に就ても、極めて穩當なる申分をなした。之を米國の水師提督彼理一行の言動に比すれば、其の差、豈に霄天淵のみならんやである。而して使節ブチャーチンの名を以て、更らに露曆一千八百五十三年九月廿一日、我が嘉永六年九月朔日附にて、

日本と魯西亞との境界を定めしならば、何ぞ遠遙の地といふべけんや、是則

返事再催

日本高位の君と交らむ事を、魯西亞皇帝の深く思慮する所なり。依て我日本高位の君と議して、諸事駁と打合せ、願意の達せん事を希ふ。若無餘儀、事ありて、事の成らざる時は、一旦乗り來る所の海舶を發し、退て後謁見の旅具を整へ、境界議談の然るべきを俟て至るべし。其時は事を嚴にして、命令のあるを會議せん爲、屢來りて訂正すべきを要す。……此節の如く、三四ケ月も長崎に滞留し、御答を俟やふにては、徒らに數月を費すのみ。……此儀然るべからずと思へども、事の通せざる時は即時に江戸に至りて議談すべし。云々

幕府米使
るに
心奪は

以上の文は、如何にも文義通じ難き拙譯なれども、意を以て會すれば、幕府の遷延に對して、鞭策を加へたる大旨は分明だ。されど幕府は長崎に來つた露船よりも、浦賀に來つた米艦の方に氣を取られ、浦賀を立ち去りし米艦の方が、現在長崎に碇泊する露船よりも、寧ろより多く其心を惱した。

第十四章 幕府の對露態度評定

【七六】長崎奉行の露使に關する上申書

露使頻りに催促

幕府の痼疾は、遷延に在り。何事も急には埒が明かぬに在り。既記の如く八月十九日、露國使節プチャーチンは、其の隨員と共に上陸し、長崎奉行大澤豊後守に、國書を渡したる以來、其の返答を催告する一再でなかつた。(參照 七五)幕府方では新長崎奉行水野筑後守、八月二十五日を以て著任したが、露人は其の返事の遷延に氣を腐して、頻りに要求する所あつた。即ち九月三日附にて、大澤、水野兩奉行の上申書にも、露船が從來高鉾島最寄に繫留しつゝあつたが、風波の虞れありて、港内に入らんことを請うたから、遂ひに之を許したとある。又た養生の爲め、短艇にて、附近を乗り廻さんことを請うたから、制限的に之を許したら、漸次其の範圍が廣くなりて、之を制すれば、浦賀に向ふ可し

上陸要請

と聲言すとある。而して更らに九月二十二日附にて、大澤、水野の兩奉行は、更らに左の上申書を呈してゐる。

去三日申上置候、此節滯留之魯西亞船、其後先づ相替候儀も無御座候得共、何れにも書簡之御返答を待居候趣にて、追々時日相延候に付ては、種々隨意之義而已申立、就中上陸之儀は、最初渡來之砌より申立居、書簡御返答急速に相達不申候ては、長く滯船に罷在候義運動不宣、性命に拘り及難義一候故、上陸差免候様、左も無之ば、浦賀へ相參候趣、再々申立候に付、先達ても申上置候通、海上バツテイラ乗廻し等之廉にて、種々申宥置候處、尙又頻りに申立、既に先年渡來之節は、上陸被差免候義、委細書簡を以て手強申立候に付、御國禁之儀故、伺之上ならでは難差免一旨申渡候處、此度は夫がために最初より申述置候旨申立候に付、差略を以、未伺濟に不相成一段申渡候儀に御座候。幕吏の常套、今更ながら笑止千萬である。然も其苦心は之を諒とせねばならぬ。

將軍薨去
延し口實と
返答遷と

露使尙要
請

然處、此度公方様薨御之義、使節え申渡、右に付ては、迎も急に御返答は有之間敷旨、私共限り申論、退帆仕候様取計方之義、御沙汰之趣、懸り御勘定奉行より申越候に付、去る十六日、檢使(案するに大井三郎助)差遣薨御之趣申達。右に付て、未だ書簡御披見之程も不相分、且書簡之主意は、於ニ奉行不ニ相心得一事に候得ども、大切之義申越候趣にも相聞へ候得ば、旁以假令御披見有之候とも、御時節柄之義、迎も急に御答も有之間敷、然る時は、長々滯船罷在候も無益之事に可有之旨、再應精々申論候處、薨御之次第は、於ニ使節も恐入候義、歸帆之上申達候は、國王にも愁嘆可仕旨横文字を以申立候得共、假令右等之御時節に候とも、書簡は御老中方迄差出之義、殊に御披見之上は、御返答御手間取有之間敷筋合之儀に付、何れにも御老中方より之御返答相分候迄は、退帆難仕旨申立候。然る上は強て此上催促ケ間敷取扱も難仕候儘、書簡御披見之上は、何れにも早々御返答之義御下知御座候様仕度、追々日合相延、自

船修要
上陸要

然退届にも及候哉、兎角パッテイラにて兩家（鍋島、黒田）臺場近く乗寄候故、番船等にて種々行違之儀も出来仕候得共、先是迄は精々双方へ申諭、事立不申相濟居候得共、此上何様之儀出来可仕も難計、且又此節迄日數相重り候に付ては、無程御返答も可有之、其上退帆にも及候節は、船修覆不仕候ては、遠洋通航難仕、船中之者共、一同心配仕居、右修覆相加へ候には、何れにも上陸不致候ては差支候義、假令伺濟之御下知無之候共、右等之事情相察、殊更先例も有之儀、旁以奉行手限りを以、差免し候様致度旨、此度遮て申立候に付、御國禁之儀は、手限りを以、難差免、其上公方様莫御之上は、是以伺濟之御下知有之間敷旨爲相達一候處、左候は、不得已、小船等にて上陸可致旨申立候に付、右は嚴禁之義、何れ之土地たりとも、猥に上陸仕候得は、打拂候は勿論、或は切捨、獨取候共、時宜次第嚴重取計可申旨、兼て國中へ御達に相成居候故、其場所限り如何様取計可申も難計、其段は兼て相心得可

上陸嚴禁

申旨爲申達一候處、先昨今迄は何共不申立一候得共、追々手詰之隨意を申立候儘、此上如何様之次第に可及申一哉も難計、兼て穩便取計方之儀、私共限之心得にて承届之申候ては難相叶一次第にも及可申哉に奉存候儘、兼て此段奉申上置候。乍然此度上陸爲仕候得ば、向後浦賀表を始、何方へ渡來仕候とも、類例と罷成、往々不都合と奉存候儘、此上共及候丈は、精々熟考仕、臨機之差略を加へ、成丈け申諭、退帆迄上陸不仕様取計可申奉存候得共、前文之次第故、此上如何可有御座一哉、いづれにても書簡御披見之上は、早々御下知御座候様仕度、時日相延候得ば、種々故障も出来仕、深心配仕候儘、爲御含、此度之横文字、並和解共相添此段申上置候。以上。

九月廿二日（嘉永六年）

大澤豊後守
水野筑後守

奉召の意

如何にも飯上の蠅を追ふが如き積りにて、外人に接してゐる模様が分明だ。此れでは到底外人と折衝して、國家の大計を定むる杯とは夢にも思ひ及ぶ可きではあるまい。

露船取扱方届書

當沖滯船仕居候魯西亞船取扱方之儀に付申上候書付

大澤豊後守
水野筑後守

露船渡内
引入の件

道々申上候おろしや船、是迄當沖高嶺島最寄之繫留置候處風波之時節彼方にて難澁之趣を以、渡内之引入之儀申立候間、一應は申論置候得共猶勘辨仕候得ば、風波之砌自然破船等之患有之間敷も難計、左候節は格外之手敷も相掛り、船修置にも及候得ば上陸等爲致候儀にも可相成、且又右繫留場にては暫固船之向小船に候故、風立候節は場所を外し掛隔り勘辨仕居候儀も有之、取締方にも相尋、依之の兩家御番方えも右之趣申談候處、御番方於ては、成丈渡近く引入候方都合宜旨申聞候に付、兩御番所迄を限り、神崎沖之方之繫替之儀承届候段申達候處、右場所限にては場狭に付、三艘とも繫留候旨猶又申立候儘、本船は神崎外に繫留置、外貳艘は前文之場所へ繫留替申候。然る處別紙に申上候通、右之内運送船壹艘唐國上海へ罷越候旨申立、一昨朝日出帆仕候。殘貳艘當時滯船罷在候。

乗人短艇
む乗運を求

土不
得可

一稻佐崎岩瀬道郷高木作右衛門(代官)持御臺場、右船引入候に付、兩家當番方え引渡勘番仕、其外御警衛向猶又嚴重相心得候様申渡置候儀に御座候。
一右船々よりハツテイラ差御し乗廻り候儀願立候に付、最初類船用辨いたし候丈は差免置候處、永く滯船相成、乗組おろしや人ども運動養生之ため本船廻り乗廻り度旨申聞候に付、無據次第にも相聞候之間、其段承置候處、追々場廣に乘廻り候間、相制、右之趣本船えも申論候處、承伏仕、其當分は相守居候得共、御返答相待候ため數日滯船および病災等にて難儀致し候に付爲運動上陸之儀再々申立候得とも右は不輕易之儀にて、最初は手狭之場にて承伏も可仕候得とも是以日數相立候は、猶又場廣之儀相望、彼是申立候程も難計候に付、何れにも上陸は不相成旨、種々方便をかへ申論置候處、上陸不相叶候に付ては、養生之ためと申立、猶又場廣に乘廻り候に付、嚴敷相制候得ば、浦賀表え相廻り候之旨兎角申立候。依之の勘考仕候處、實否は難計候得とも、於私共は深く心配仕候儀に付、此上強て差止候儀も仕兼、乍去其儘自在に爲乗廻候は、際限も無之儀、且此上何様之行違等出来も難計候に付、兩御番所内渡之方えは一切乗入不申、沖手之方は番船見通し之場所を限り可申、且又通船差障、或は上陸測量等之儀は決て不相成旨精々申論候處、漸其段は承伏仕候。然ル上は爲養生上陸差免し候よりは、不レ得止事一儀にも可有之哉存候間、先其儘勘辨仕置候得共、此上如何様隨意之所業に可レ及も難計、是又精々方便を加へ相制候心得に有之候得共、不レ得止事一都合に至り候ては浦賀表へ相廻り候程も難計奉存候に付、兼て爲御合此段申上置候。已上。

九月三日

大澤豊後守
水野筑後守

(永持亨次郎筆記)

【七七】長崎に於ける露艦の進退

露使詰問

露使詰問 露使節側にては、嘉永六年九月十九日、長崎奉行等が、大井三郎助をして、將軍家慶葬去の事を告げ、此れが爲に返答の延引す可き旨を傳ふるや、プチャーチンは、中佐ボシエットをして左の如く詰問且つ盡言せしめた。何故に江戸から速に返事を得る能はざる乎。長崎の地は、畢竟單に外人を欺かんが爲めに設けたる場所だ。日本の西隅にありて、首府とかけ離れ、中央政府との交渉、勢ひ緩慢となる。爲めに外人は自から倦怠して、立ち去るに至らんこと、是れ貴國政府の本意であらう。されど歐洲諸國は、やがて貴國の此

露使露英
佛關係の
切迫を知る

露使長崎
を去る

の譎策を洞知す可く、かくて爾後は斯る手段には乗らずして、直ちに江戸に肉薄するに至るであらう。而して露國は七月二十二日は、將軍の喪を發したる日にして、其の死去はその以前にあり。江戸より長崎への道程は、約三週間なれば、八月十九日會見の際には、日本官吏は、當然此事を知る可きである。然るに今まで故らに之を秘したるは何事ぞと。

十月四日には、前にプチャーチンの上海に遣はしたる運送船が、多くの書翰や、新聞及び糧食等を搭載して長崎へ還つた。此が爲めに歐洲に於ける露國對英佛との外交關係漸く切迫せるを知るを得たるものと思はる。十月十五日には、曩に三週間に歸航の豫定もて北航したるブリーネル、長崎に還つた。我が官吏の露艦に赴いて、和蘭商船のバターヴィヤに發航せんとするを告ぐるや、露人等は之れに郵書を托した。

越えて十月十七日に至り、プチャーチンは、愈よ意を決し、直に江戸に回航す可く、信號して、我が官吏を招き、露國艦隊が長崎を去らんとする旨を通告し

露使支那
に向ふ

た。吾が官吏は大いに驚き之を引き留めんとした。十九日に至り、露艦が其旗を捲くと見て、長崎奉行は、人を露艦に派し、江戸より露使へ面會の爲め、特に四人の大官を派する旨を告げた。されど其の到着日を示さず、且つ日本官吏の指定したる場所が露人の意に適せず。斯くて二十二日ブチャーチンは、長崎奉行に宛てたる書と、江戸より来る可き四名の大官に宛てたる書とを留め、不日再び來航の際、江戸の使節、猶ほ未だ來著せざるに於ては、直ちに江戸に向ふ可き旨を告げ、二十三日、相ひ率ゐて長崎を去つた。彼等は七月十七日に長崎に入港したれば、三個月を長崎にて空過したのだ。

露國艦隊は支那に向ひ、吳淞沖に碇泊し、乗員等はスクーネルに轉乗して、揚子江を溯り、十一月十二日上海に著した。ブチャーチンは先づ米國領事カニンガムの邸に入つた。當時上海には、二十六門の砲を備へたる英國軍艦スバルタンを始めとし、英佛諸國大小の汽船碇泊してゐた。斯くて露曆十二月五日に至り、ブチャーチンは、露國と英佛との平和の遂ひに破れたるを聞いた。然

長崎再來

も其の開戦は、翌年三月であつた。

露國艦の五十二砲のフレガットや、二十砲のホルベットは、英國艦隊よりも、優勢であつたが、如何せん其の吃水深き爲めに、上海に來るを得ず。さればブチャーチンは、一旦上海に上陸したる兵士を、速に舟山列島に集合せしめ、十二月上旬、艦隊は再び長崎に向て出發した。而して其の長崎に來著するや、奉行は江戸から特派されたる高官の來著は、三日以内にある可きを告げた。ブチャーチン曰く、若し其期日を失するあらば、露艦は斷然江戸に赴く可しと。蓋し歐洲に於ける形勢の危急を見て、ブチャーチンも、其の談判を急ぎたるものであらう。然も長崎奉行は、斯る内輪の事情を知らざれば、只管ら露使を慰撫し、新たに露人の好に應ずる上陸地點を撰定し、又た江戸の指令ある迄固辭して受けなかつた露人の贈遺なども、受取つた。

以上は露國艦隊側からの記事である。尙ほ此事に就て、日本側からの事情等を掲記す可きであらう。

日本の恐

日本は最初より露國が、禍心を包藏してゐるものと虞れてゐた。所謂の北方に於ける露人の騷擾は、寛政から文化文政にかけて、泰平の天地に熟睡酣眠したる日本國上下の夢魘であつた。然るに今や米艦が無遠慮に、江戸灣に闖入し、恫喝と強迫とを以て、我に臨みたるに引き換へ、穩かに長崎に入港し、幕府の定めたる徑路を取りて、其の要望を提出した。抑も幕府は如何にして之を處置せんとする。

米人の見

今や露國艦隊の長崎來泊に就ては彼理遠征記には斯く語りてゐる。一八五三年七月八日水師提督彼理は日本の商業都府なる江戸の灣内に碇を投じた。一八五三年八月二十二日には、露國艦隊は、海軍將官ブチャーチンの統率の下に、長崎灣に入船した。若し水師提督彼理が不幸にして平和的の談判に失敗し、日本人と武力的交闘に及ぶに際せば、露人は其地に在り

浦賀奉行の露國心

て、仲裁を事とせず、日本側の味方として、日本を援助し、而して若し成功せば、其の信用の剝削に乗じ、靜かに日本帝國の或る部分に立脚地を占め、適當の時に其の全國を併呑するの素地を作るの企謀であつた。と云うてゐる。日本では果して斯くまで露國の心事を猜疑したる乎否乎を詳にせざるも、浦賀奉行戸田伊豆守は、八月附にて、左の如き建白をなしてゐる。一 魯西亞國之義は、亞細亞洲より歐羅巴洲に相涉、北亞米利加にも押及び候強邦にて、帝國之義にも有之、皇國とは奥蝦夷ウルツフを境と仕、數十年通信通商之志願御座候處、文化度レザノットえ被ニ仰渡一以來、是迄手出し不仕義は案推仕候處、フランス疑帝ボナバルテ以來、國用疲弊仕候故、姑く他を願候之暇無レ之、打過候哉。此度アメリカ洲より書翰を捧候事は、能機會と存、表には皇國え御加勢杯申上候積、御爲之次第申上、内心には久戀之御國地故、存念有レ之使船を差出候哉。尤申上候次第存不申候得共、若右様之義も御座候はば、レザノット以來、御怨を

も可ニ申上候處、只今と相成、俄に厚意を申出候は、甚疑敷義に奉
存候。事實御加勢等申上候譯合にては、御國地に詰合不申候而は、
御用には相立兼、左程御親可ニ申上所謂無御座、其虛に乘じ掠奪可仕謀
計には無御座一哉。……

大槻平次
殺露論

されど亦た他方に於ては、露國と結び、米國を制す可しとの意見を懐く者もあ
つた。仙臺藩士大槻平次（養溪）の如き、其の一人だ。彼は嘉永六年九月二十日
附にて左の如き意見書を、勘定奉行川路聖謨まで差出した。

抑魯西亞人、我國へ渡來仕候は、今より六十一年前、寛政癸丑を始
と仕候。……其後十二年を経て、文化元年九月使節レザノット國書を奉
じ長崎へ入津仕り、……夫より世變じ風移り五十年の星霜を経て、此度又
々遠路渡來仕候上は、兼て之宿願、今日に遂度一念に相違も有之間敷
と推察仕候。左候へば寛政より文化、文化より此節と、六十年之間渡來
三度に及候へば、其懇切之情も被察候。……固より彼國風俗人情之沈實

益露の利

優長なる事は、西史諸書に歴々相見候。若又此節とても矢張先年の如く、
通信等一切御断に相成候は、最早御縁切と申すものにて、……却て敵國
外患之御煩ひ愈深長に相成、第一地續之奥蝦夷之儀、誠以御懸念之儀に
奉存候。……五個年前酉年十月中、認置候、献芹微衷と申書中隣好篇上下
貳篇之文を篤と御熟覽。……此度彼國より使節渡來仕候を幸に、右愚策
御取用に相成候は、先以昔年信牌被下置候御信義も相立、是にて諸蠻之
心を畏服せしめ、殊に強大之魯西亞を興國と被成候上は、彼來春渡來可
仕米利幹人等は、只今之内に、如何様とも御工夫相成可申。縦ひ御返翰被
遣候共、此國を以て爲ニ取次候は、……必穩便之取扱出來可申、彼水
師提督數十艘之軍艦差向候様之儀、必相控可申哉と奉存候。
此の如く露國艦隊渡來の目的に付きては、彼是揣摩の見もあつたが、何れにも
せよ、之を正面から追ひ拂ふ可しとの意見を懐くものは、殆んど之を見出さな
かつた。

【七九】幕府の露使に對する態度

幕府對露
無政策

事實を云へば、當時の幕府は、確乎たる對露の政策を持たなかつた。阿部伊勢守正弘は、其の同僚牧野備前守、松平和泉守、松平伊賀守、久世大和守の連署にて、嘉永六年八月朔日附にて、左の如く之を水戸齊昭に報じてゐる。

陳は去る十八日、長崎表へ魯西亞船四艘入津、……長崎奉行より追々伺出候事に御座候。書翰請取の有無は、三奉行初海防掛り等へも評議をかけ、早々申出可申と存候。度々の異船、扱々心配仕候。浦賀表亞米利加書翰受取の手續も有之候間、何れ御國法の趣は、能々申渡、其上は受取に不相成候ては相成申間敷哉にも存候。……御心付も御座候は、被仰下候様奉願候。

と。而して八月三日、阿部正弘は三奉行、大小目付、海防掛へ、左の書付を渡した。

國書請取
指令

此度魯西亞より持來り候書翰の儀、文化度彼國使節船渡來の節、申渡置候通、御國法に於て難請取一筋には候得共、無餘儀一申立之趣も有之に付、前文の趣、能々申論候上、書翰請受差越可申候返答頃合承り候は、書翰中何等の儀相認有之候哉、披見無之候ては、可否は勿論、挨拶頃合の儀も難及ニ沙汰一筋に有之候得共、強て望候は、此節柄御事多之折柄、急々難及ニ挨拶一趣、能々其方より申論、答之儀は、和蘭甲比丹を以可及ニ通達候間、出帆致し候様可ニ申聞候。御國法を守り其地へ渡來も致候儀に付、取扱振疎略無之、御國威を不損失様處置有之、著服之儀は、平常之服著用に可然候、其外の儀は、時宜次第と可被ニ心得候事。

但獻上物持參致し候は、可成丈相斷、強て申立候上は、其方共限り先預り置可申事。

右之通長崎奉行へ相達候事。

八月三日

選答方法
指に就き再

此の如く八月三日附にて、長崎奉行へは通達したるが、同月五日附にて、更らに左の如く達した。

魯西亞使節持渡候書簡受取候上答之儀に付、一昨三日相達候書面の内、和蘭甲比丹を以可及ニ通達一間出帆致候様可ニ申聞と有之、右にては彼國書簡をも不レ及ニ披見一内出帆相促候委に相當り、事實不穩候間、歸帆之儀は、存念相尋、歸帆可致趣に候はゞ、追て和蘭カビタンを以可ニ申遣一旨申渡し、歸帆爲致、又は江戸表より之沙汰承度申聞候はゞ、滯船爲致置、取扱向等不都合無之様隨分心附書簡之儀は、支配向之者差添、早々差越候様可被致候事。

但一昨三日相達候書面之内、如何と心附候處へ朱點を附相達候間左様可被ニ心得一候事。

右之通長崎奉行へ相達候事。

右要領

八月五日

此の如く最初は書簡受取の上は、彼方から返答を承りたしと云はゞ、追て和蘭甲比丹を以て通達するから、速に歸帆せよと答へよと云ひ、次にはそれは餘りに不穩であるから、若し江戸の返事を聞きたしと云へば、當分長崎へ滯船致させ、其の書簡を、至急江戸へ廻送せよと訂正したのだ。

露使漸く強硬

案の如く露使は容易に歸帆せず、而して漸く強硬の本色を暴露し、威嚇、恫喝の勢を示し來つた。されば幕府に於ても、其の書簡に對して、それ〴〵廻答の必要を感じ來つた。それは露國使節の要求は、通商のみでなく、北方に於ける境界設定でありて、此には幕府も到底回避し難き事情あるが爲めであつた。而して露使は老中若しくはそれと同等地の者、長崎に來らずんば、露使自から江戸に赴きて、その目的を達せんと聲言したれば、幕府も愈よ老中代理として、川路左衛門尉聖謨、筒井肥前守政憲、及び目付荒尾士佐守成允、儒者古賀謹一郎増等を差遣し、特に川路は公事方勘定奉行であつたが、自今勘定奉行勝手

幕使派遣決定

海防掛の
由來

掛を勤む可しと命せられ、筒井は西丸留守居であつたが、大目付格を授け、兩人には重臣としての資格及び待遇を興ふることゝした。

此れが嘉永六年十月八日のことであつた。元來海防掛は、弘化二年七月、老中阿部正弘、牧野備前守忠雅、若年寄大岡主膳正忠固、本多越中守忠徳命せられ、引つゞき、大目付、勘定奉行、目付、勘定吟味役、其他の屬僚中から簡拔して之に任じた。即ち川路、筒井も、海防掛りであり、何れも各々其の材能を認められたれば、此際に於て其の役目を申し付らるゝことゝなつた。

第十五章 長崎に於ける日露代表者の の初度會見

【八〇】 筒井、川路等の上申書 (一)

阿部の内
命

幕府は嘉永六年七月十八日、長崎に露使入港したるに、江戸に於て漸く十月八日、其の應接の當該官吏を任命した。露使が待ち遠しとして、屢ば催促したるも、決して無理ではあるまい。而して川路、筒井の兩人は、阿部正弘から、開國通商の一件は、成る可く延期をせよ。又た北方疆界の設定は、樺太島にては、北緯五十度の地を分界となし、又たウルツブ全島をも、成る可く我有となす可く盡力せよと申し聞けたといふ。(川路聖謨之生涯)而して水戸齊昭は、川路に向て、我國の千島のはてはえそしらぬ、さりとてよそに君はとらすな。

と云ふ歌を餞し、而して川路は之に答へて、

川路意氣

込

川路等出

誰よそにとらすへきやは我國の、千島と君か教へ仰きて。
と詠じた。其の意氣込の尋常ならざる以て知る可し。
斯くて彼等は十月晦日に、江戸を出發し、中山道を経、十二月三日馬關海峡を渡り、途中筑前侯黒田長溥、肥前侯鍋島齊正と會見し、而して佐賀に於て、長崎よりの急報に接した。

晝休後、はやのごときものに行逢、心にかゝりたるに、佐賀手前え参り候處、長崎より急狀來り候而、今曉五ツ時(午前八時)魯西亞船渡來(按ずるにブチャーン等上海に廻航し、再來したるもの)三日之内に、役々來り不レ申候はゞ、浦賀え直に参り可レ申との事なり。〇〇なる使節、其手に可レ驚かはと存候得共、長崎よりかく申參候上は、急速出立いたし候はでは、不三相成一候に付、今夜九ツ時(午前零時)出立之積申觸候。

長崎到着

とある。斯くて川路は十二月八日長崎に到着した。江戸を發して三十八日、當時に於ては急行の旅程であつたと云ふ。

上申書差出

而して彼等一行到着後、左の如き上申書を差出した。
魯西亞再渡に付、取計方見込之趣申上候書付

筒井肥前守
川路左衛門尉
荒尾土佐守
古賀謹一郎

露使再渡の状況

先達て御書取を以、被ニ仰渡一候趣も有レ之候間、長崎表え渡來之魯西亞船退帆に不レ拘、道中是迄之日割を以、追々旅行仕、去ル六日左衛門尉儀肥前佐賀表迄能越候途中おゐて長崎奉行よりの急便書狀到來、魯西亞船再渡に付、急キ彼地え到着之儀申越候に付、夫々順達之上、晝夜を不レ分差急キ、左衛門尉儀は、同八日、肥前守、謹一郎は、同九日、土佐守は同十日、長崎表え到着仕候に付、左衛門尉より、魯西亞船再渡之様子、大澤豊後守、水野筑後守え承り候處、去ル五日辰刻(午前八時頃)長崎湊え入

露使疑悉

面會期日協定

津仕、早速檢使之者え通詞相添差遣し相糺候由之處、全御返翰受取とし
て渡來いたし候に無相違一外疑敷儀も不相聞一候得共、御返翰御渡無レ之
哉。且先日申置候通、筒井肥前守、其外役々到着無レ之哉と相尋候間、
夫々道中に能在、來ル八日より十日迄到着之旨申達候處、左候ては、右
日限迄迎も相待兼候間、八日迄に右役々面會無レ之候得ば、直に出府、江
戸表え可ニ相廻一旨申立、今般應接として、私共被ニ差遣、御返翰御渡可ニ相
成一との儀、甚疑惑いたし候體にて、如何様申諭候ても、更に承引不
レ致候に付、無餘儀、先立として差遣候御普請役篠原友太郎え長崎奉行
より申談、證人として檢使之者え差添、魯西亞船え差遣、私共儀道中川
支等有レ之、延引いたし候得共、來る十三日迄之内には、追々著可レ致旨を
も、檢使役より申達候處、漸ク納得いたし、十四日に無相違一面會相成
候事候は、相待可ニ罷在一旨申聞候間、同日には必無二間違一面會出來
候由相約置候始末、長崎奉行より委細申聞談判中、去月十七日、松平河内

境界即定の困難

上陸差許

守え御渡御書取、並先達而魯西亞使節より差出候書面、本書和解等、河内
守より宿次を以差越候に付、右書類熟覽勘辨仕候處、今般之儀、蝦
夷地境界之儀に付ては、不容易一申立も有レ之、兼て肥前守左衛門尉より相
伺候趣には參兼、乍然可レ成丈御趣意之通、穩に取計、治定之
御挨拶は引延置候様可レ仕哉に候得共、掛引方甚六ヶ敷、其上御返翰之
儀、如何様道中差急キ候ても、十四日之間に合兼可レ申、左候ては長崎奉
行より申達候趣相違に相成、彌彼方氣受にも相拘可レ申候間、兼
て彼方より願立候通、長崎表寺院之内不取締無レ之場所え人數等見計、運
動養生之爲メ上陸申付、又は長崎御役所え呼出候節、相應之響應被ニ仰
付候筈、長崎奉行え談合仕候。
此の如く當時筒井、川路等の苦心、亦た察す可きものがあつた。

川路の江戸出發

十萬石の行列

かくて晦日の朝、聖謨は虎之門の公第を出發して、長崎の途に上れり。こたびは筒井政憲と共に、幕府の重臣たる稱を與へられ、露西亞使節へ、長崎奉行よりの通知公文にも、特に重臣二人を江戸政府より派遣ありと記しよのみならず、長崎奉行よりも、特に高等なる職員を具し、装儀其他注意あるべしと、老中より内旨を傳へられ、且、四品の格式、服装を假附ありしことゆふ、聖謨平生の質素に拘はらず、行列いと威嚴を張らざることを得ざりき。元來長崎奉行は、九州に在る幕府至高の吏員なれば、頗る其威儀を張りしことなるが、猶も其上にせよとの旨もありければ、從者其外、凡そ拾萬石程の諸侯が、行列に具せしものを、標準となせしことぞなり。これ甚だ虚飾、虚儀に似しと雖ども、老中の代理として派出せられ、是れまでためしなき、外國の全權大使に接し、國家の大事を俎豆の間に、論議定決せむとしよことゆふ、彼れに對して、大員の位置、品格を顯示すは、蓋し當時已むを得ざりしことなりけむ。是に由て此朝、聖謨の装儀は、弓矢、鎗炮、其他對槍、并に二本道具等、普通遠國奉行に許されしものは申に及ばず、前後左右に、多くの從士を具せりと云ふ。(川路聖謨之生涯)

〔八二〕筒井、川路等の上申書(二)

露人申立の趣

以下尚ほ上申書は連續してゐる。

且又魯西亞人共、今般申立之趣は、最前之書翰と齟齬いたし候。廉々も相見、其儘御返翰相渡候。手續にも參兼、其上追て蝦夷地境界相定候。節之差支に相成可申候。間、何れにも彼方申立之内、不相當之廉々は、夫々穩に及二辯論候様可仕、可相成は承服いたし、右書面は間違之趣に爲に申立候て、御返翰相渡候様仕度候得共、一體之様子、彼方よりは事を起し、右體之儀は、中々以承服仕間敷と、甚以心配仕候間、取計方奉伺度候得共、左候ては餘程之日數も相掛り、往返手間取應接向延引いたし候。を待兼出帆、江戸近海え相廻候は必定之儀、其節は兼て肥前守(筒井政憲)左衛門尉(川路聖謨)え御委任被成置候旨、又は見込十分に取計可申旨、御書取を以被仰渡候。證も無之、甚以恐入候間、此上一同厚談判之上、可成丈後弊不相成、兼て申上置候書面、並御差圖之次第に基き、勘辨之上、御趣意に齟齬不仕様、取計候。含御座候得共、

江戸近海廻航の形勢

不法申立
而已

彼もの共是迄之様子、追々長崎奉行より承り候趣にては、何かに事
寄、不法而已申募、聊も意に不應儀有之候得ば、直に浦賀え可相廻と
申成候由に付、只管此儀を厭ひ候様に相察し候ては、彌右え付込、
十分之儀可申掛哉に付、穩順之上にも、穩順を盡し、道理詰にて承伏爲
レ致、何レにも此表於て取まとも候積に候得共、右體不法之戎狄に付、
意外に浦賀え相廻可申哉も難計候間、萬一之節之心構は被成置候
方にも可有之哉

神太渡來
困露人打拂

且又先達て御渡相成候御書取之趣にては、カラフト島え上陸之夷人も、
魯西亞人に候は、爲引拂候様、何と歟取計方も可有之旨、被仰渡
は有之候得共、今般御下書面之趣にては、同島並エトロフとも、元來
彼方之もの、如く申成候位之儀に付、連も御下知之趣には行届申間
敷哉。既今度長崎表寺院之内え上陸之儀、長崎奉行より申達候處、然ル
上は、右地續之山野等えも爲運動能越度坏、其外種々自儘之事共、昨十一

追々不法
申募

日夕迄、追々申募候間、此上とも如何様之不法可申出一哉も難計。右
等之次第にては、掛合方容易に相整候程も無覺束、甚心配仕候。
乍去假令事は整不申、物分れに相成候共、御國體不拘様、兼て御沙汰
之趣を以、穩に取計候様可仕奉存候。尤右は長崎奉行一
同申談候上、取計候儀に御座候。仍之申上候。以上。

丑十二月

布恬廷書
翰

此の書中に魯西亞使節より差出候書面(参照 A〇)云々とあるは、一八五三年
十一月十八日我が嘉永六年十月十八日附にて、布恬廷の名もて、老中に當てた
る書翰にして、其の書翰は、日露使節の談判に、最も重要な文書なれば、今
ま茲に之を掲載する。

大喪の換
抄

日本國大喪(將軍家慶の喪去)の示告を受け、全權之を領知して魯西亞より差出
せる問題の報告の爲めに、日本政府の高官を煩はすことなく、爰に待つこと
久し。然れども此の大故の爲めに、大邦の政事を妨ぐるに足らざるを思ひ、

第十五章 八一 筒井、川路等の上申書(二)

境界決定の要望

再び本邦首相書翰中載する所の諸件の會議を建んことを請ふ。右書翰よりして、執政高官已に魯西亞帝の志願を明知すべし。第一に兩帝國の境界を確定するにあり。此分割は、往時相分ちたる曠漠の地に、人民を植るに由り、方今兩帝國の境界互に相近接するを以て、最も緊切なる一事となれり。此のごとき境界の不定なることは、エトロフ島に於て、最も思慮を費す理由となす。

露使鼻息

日本北方に在るクリル諸島は、往時より既に魯西亞に屬し、且其支配たり。エトロフ島も亦此諸島中の一にして、クリル人此に住居し、且つ一部は日本人も雜り住す、加之魯西亞の漁民往時より既に此島に棲居せり。是に由て、此島魯西亞に屬する歟日本に屬する歟の疑問を生ず。此故に全權と日本政府の高官と會同して、此疑問を決せば、兩帝國の境界も亦定まるべし。斯る調子なれば、露使の鼻息の荒かる可きは、固より想像するに難しとせず。筒井、川路等が之を見て、其の應接談判の困難なる可きを豫想したるも、決して理由なしとはしない。

【八二】露使の申分

樺太露領の事

尙ほ露使から老中への申分は、左の如く續いてゐる。

露國首相の書翰中(參照 七四)載するところのカラフト島(即薩哈連)は、唯野人のみ住棲し。其住民は、魯西亞の支配を仰ぎ、制教及交商に乏しき者たり。故に魯西亞皇帝の命令にて、此三ヶ月來魯西亞の所領とし、且つ許多の軍兵を置て是に備ふ。漁獵及他の商業を爲し、且時節を期して、己れが住家を構へんが爲に、カラフト島の(即薩哈連)南部アニワ港に來る日本人の寡少なるは、唯全權が言へる所の理を資く。加之右日本人アニワ(地名)に住居するに方つては、魯西亞領民の如く、其の保護を蒙むるなるべし。

異船入港
禁止し難
からん

須物交易
亦一箇の
通商

交易は要
せ物な費
乏

露國首相の書翰中、第二件に於て、魯西亞政府の志願を述るは、日本國と通商を結ぶにありし。日本政府にては、須物のため、及他の事件のために、日本に來る所の異船に、其の入港を禁じ得べからざることを了知すること既に明かなり。且入港の船隻漸次に其數を増すに至つては、日本に於て、從來爲り來れる如く、償ひを受けずして、須物を與ふることを爲し得ること難かるべし。又た日本の豊富を論せず、豈此幾多の須物を給し得ることあらん哉。夫れ何れの國民と雖も、其の須物に償ひ得べきの有餘あるに、金貨を出すことなくして、是を受くるものなかるべし。是亦必無きの理なり。而るに日本に於て其港にて食料及他の須物の交易を許すことを必要なりとせば、是も自ら一箇の通商なり。然らば又諸物の交易を許すとも、決して他の障礙及ひ危害を生ずることあるべからず。

此の如き問題を出すときは、諸物を交易するに由て、國民を活養する要物を費乏するに託して日本政府之を拒むの應答を爲すことを以て、其常とす。總

魯船日本
來の緊
切

二港定置
の要望

二港位置
に就き

じて通商を事とする國民にあつては、交易の爲に、此の如き憂弊を起すこと絶て無きことなり。日本政府の賢明なる制度は、毎ねに通商するに當て、其民をして、是が爲に毀害を受けることなからしむるの法を建るなるべし。若し一度通商を許すときは、日本政府に於て、異邦の人と關係することを常に拒むの類累よりは、甘勞却て遙に少なかるべし。

魯西亞軍艦及商船の日本港に來ること特に緊切となれり。其故は日本は魯西亞と最も相近邇せるを以て、魯西亞船の日本港に來ること、他の外國よりは頗る多く、且又カムシャッカ(地名)並に北亞墨利加中魯西亞領、及カラフト(即薩哈連)に航するときは、其船必日本海岸の近傍に來るを以てなり。

以上載せたる緣由あるに因て、日本政府より魯西亞商船及軍艦入船の爲め、及諸物交易の爲に、少なくとも二ヶ所の港口を定むることの許容を得んこと、甚だ切要なる事知るべし。

爰に願ふ所は、緊要の事件に方つて、容易く政府の高官と應接するが爲めに、

江戸近傍の南地に一港を定めんことを。長崎は江戸より遙に隔遠なる地なるを以て、是に適せず。他の一港は魯西亞に最も近邇せるエゾ島を定めんことを請ふにあり。

此二港を定むる後、諸件の章程を明約することを得べし。即ち商法の規定を建て、又歐羅巴人の不得意なる諸般の定則、及此の如く絶て豫じめ熟考を待たざる所の事情を除く等なり。

全權望らくは、日本執政の高官魯西亞臣民と日本人と交を結ぶことの避くべからざるを知るときは、今魯西亞より差出せる問題の穩當なるを領認することあらん事を請ふ。又日本政府よりの報答、及總て其會議に於て、魯西亞の如き大國の全權は、其任に應じ、相當なる禮義を以て、待遇せらるべきこと疑ひを容れざる所なり。

千八百五十三年十一月六日。(即我十月十八日)

和解文の

以上は蘭文和解のものにして、頗る拙譯なれども、漢文の原書及びその和解は

體語

更らに一層拙なれば故らに之を採録することとした。乃ち拙なるも、意を以て之を解せば、自から通ずる所あらむ。此の書類が江戸から急使もて長崎なる筒井、川路等に交附されて、此に於て彼等も頗る覺悟する所あり。爲めに前掲の如き(參照)ハ〇、ハ二上申書を提出したのだ。

露國使節贈物に就き伺書

魯西亞使節其外より贈物之儀取計方奈何候書付

大澤 豊 後 守
水野 筑 後 守

露使申立

去る五日再渡之魯西亞船使節より、役々出張も可有之に付、面會之上、御返翰可受取旨申聞候得共、當月八日より十日迄に、追々着崎之積りに有之候に付、其段申聞候處、兼々出帆之御申立置候儀にも有之に付、明六日より三日之間は滯船相待可申、八日迄に役々面會、御返簡不三和渡候儀は、直様浦賀へ相廻可申旨申立候。然る處、翌六日、御普請役藤原友太郎到着仕候處、筒井肥前守始旅中手間取、當月十一日より十三日迄着崎之由申聞、前日相達候と相違相成、不都合に付、近日之内役々着崎相違無之を受相知候ため、私共差略を以申談、右友太郎義檢使に差添、受應接

第十五章 八二 露使の申分

贈物受納

爲三立合ニ差遣、且兼て使節相當に扱遣し候様、御下知之趣も有レ之候故、豕魚鳥菓子野菜等取揃、遠海再渡之爲ニ慰勞私共限り差遣候上、右一同延着に相成候段、種々申諭候處、十三日迄に無相違ニ到着候はゞ、十四日面會可レ被レ致、無レ左候はゞ、直様出帆、浦賀表へ可ニ相廻旨申立候に付、肥前守始着時以前には候得共、私共限り申談、十四日には無相違ニ面會可レ爲レ致旨申渡、引留置候儀、然處、右品々差遣候に付ては、最前渡來之砌も、使節より贈物之義度々申出候處、種々申諭置候儀、此度之處、先方より之贈物受納不レ致候はゞ、私共より之贈物一切受納申間鋪旨申聞候に付、右等之場合より隔意を生じ、出帆にも罷成候ては無詮事ゆへ、檢使限り相預リ罷歸り候趣申聞、品物請取、何れ江戸表へ何之上受納可レ致段申渡置候。然る處、尙又手附其外通詞共江も、品々差遣候に付、及レ斷候處、前條同様申立候に付、是又預置申候。依レ之右贈物之儀、如何取計可レ申哉。則別紙品書相添、此段奉レ伺候。尤右御下知無レ之内、若出帆にも罷成候はゞ、肥前守其外伺濟之振合有レ之候故、其儘請取候積相心得候得共、何れにも早々御下知御座候様仕度奉レ存候。以上。

丑十二月十三日

大澤 豊 後 守
水野 筑 後 守

老中指令

(朱書)「丑十二月廿六日、伊勢守殿御直河内守へ御渡御書取寫、」
書而使節より贈物並差遣物等之儀、筒井肥前守、川路左衛門尉等出立之砌、伺濟之趣も有レ之候間、打合、區々不ニ相成ニ様可レ被ニ取計ニ候事。

但、手附以下之者は、贈物受納不レ致方宜候得共、最早此方へ預置、差戻候儀も難ニ相成ニ候はゞ、其通にて宜候事。(外交紀事本末底本所引魯西亞一件)

【八三】 最初の露使應接 (一)

川路の人

幕府必らずしも人無きでは無かつた。川路聖謨の如きは、未だ必らずしも理想的の外交家と云ふ能はざるも、決して使命を辱かしむるが如き、怯懦庸俗の士ではなかつた。彼は實に一身を挺して、萬難に當らんとするの愛國志士にして、假令其の知識は、其の誠意に副ふ程のものなかつたにせよ、其の事に當りて、最善を竭さんとする精神は、深く諒とす可きものがある。惟ふに布恬廷の書翰は、單に露國首相書翰の意を繰り返し、若しくはそれを敷

第十五章 八三 最初の露使應接(一)

三八五

臨機處置
を許さる

川路の覺

衍するに止らず。更らに其の論歩を進めて、元來エトロフ島は露領だ、カラフト全島も亦た露領だと云ふ見幕なれば、とても平和穩順の間に、國境問題を議定せよとの訓令を實行すること困難ならんと心配したが、更らに特別命令を、阿部正弘より松平河内守を経て内示し、談判の模様によりては、臨機の處置をとるも差支なしとの旨を傳へられたれば、川路もほつと一息ついた。

六半時、江戸より御用狀到來いたす。魯戎よりの再書翰和解も參る(參照八一、八二)扱々國家の御ために、心配之極なり。身は差上置致たれば心配なし。

〔聖諭日記〕

露人我が望來艦を希

却説愈よ應接となりたるが、彼よりは先づ露艦に來りて應接せよ、さきに書翰を渡す際には、露使奉行所に赴きたれば、今回は日本使節の來艦が至當であると云ひ向けた。然も我は是れを國體を傷くるものとして、屬僚をして、往訪の難きを告げしめ、漸く彼より出掛くることゝなつた。

露使來訪決定

候義に付、難參旨申遣す。尤追而者見物として可參旨をも申遣す。再々應之通辯、船への懸合、彼是に而、支配向之引取候は、曉に相なる(原註 以上は、十一日之事也)今日四ツ半時(十二日)過、昨夜遣し候御普請役、御小人目付來候而、使節彌々明後十四日、長崎奉行御役所へ、可參旨申聞候。承知之旨申遣す。この應對、前後之懸引、中々筆の可及にあらす。紅毛大通詞西吉兵衛、森山榮之助と申もの、此取扱をなせしなり。榮之助、通辯殊之外達者なり。(同上)

第一回應接

十二月十四日(嘉永六年)愈よ第一回の應接となる。其の顛末は、左の如し。

十二月十四日手續。波戶場注進有之、古賀謹一郎玄關之武者椽之所迄侍に刀爲持並長崎奉行手付大井三郎助同様罷出居、魯人門内え入來、通詞吉兵衛、榮之助、下座敷に罷下り、先立いたし、玄關上よりは三郎助先立、謹一郎刀持連案内致し、廊下え入來候比、奥より肥前守、左衛門尉、土佐守、並長崎奉行太刀持

挨拶交換

連れ罷出、雙方立向ひ、謹一郎は自分之席に附、別紙手覺書之通、肥前守、使節、次官、通辯官、船將、將士等え一同順々挨拶、引續左衛門尉、土佐守、謹一郎、前同様、銘々及挨拶、長崎奉行兩人は、船將次官通辯官而已え挨拶致し、畢て肥前守、使節初一同え先別間にて暫時休息可致旨申述、爲彌(中村爲彌)罷出名前相名乗、別間休息所え案内致し候旨申達、先立にて刀爲持表坐敷へ誘引、曲承之前にて黙禮いたし、菓子茶差出候旨申達引取。其内座敷拵いたし、次第書之通日本役々は、何れも御徒目付迄、上疊に著座之積に候處、昨日評議之趣も有之候に付、肥前守、左衛門尉同食致候旨、評議相成、右之之趣控席え爲彌罷出、兎末之料理申付候旨申達、打解可給、肥前守、左衛門尉にも同食致し候段申達。魯人格別之御取扱難有旨申立、座敷拵出來に付、其段通詞より申達控席に有之候、曲承、對面所へ相廻し、食机傍置、尤一席へ罷出候者は、三人罷出候様通詞を以、通辯官へ申談候處、至極御尤に候得共、公用

饗應座敷拵

饗應

方之者(魯西亞にて、官名セキレターリス、翻譯公用方)罷出不申候ては、差支候間、四人罷出度旨申聞候間、承届、其段肥前守、左衛門尉え申述、魯人案内として爲彌表座敷え罷出誘引致し曲承に相かゝる。肥前守、左衛門尉著座之上、同食にて料理差出候旨申述、直に三汁七菜之料理差出、挨拶有之、何れも食用いたす。食事畢て酒肴出す。銘々杯を用。右畢て膳部を不殘引下げ食机取片附候後、通辯官之者を以て、御對話に付、今一人控席より召速度由、爲彌え申聞候間、其段肥前守、左衛門尉え申述、先立致し、控席え案内いたし候處、筆者一人曲承を自分引提、通辯官同道いたし、通辯官之後え著座。菊地大助奥え參り其段申述。此れから先づ儀式的に其の挨拶を交換するととなつた。

【八四】最初の露使應接(二)

露使開始

露使既に了りて、愈よ對談となつた。其の筆記は左の如し。

土佐守(荒尾)謹一郎(古賀)長崎奉行兩人(大澤豊後守、水野筑後守)共出座、席に付。其節肥前守(筒井)發言左之通。

使節には、遠路被相越候處、今日、不存寄一致二面會一大慶に存候。

左衛門尉(川路)前之詞に引續左之通。

遲著理由

久々之滯留、定て待遠にも可有之候へども、拙者共兩人程之身柄之者、先遠國等えは不罷越一儀に有之候間、差急出張候得共、旅裝其外隨從之役々々、下々家來等迄、多分之義、如何様差急候ても、此表え速に罷越候義、出來兼、殊に將軍大禮に寄、山城天皇より使も有之、海道は罷越兼候間、深雪を犯し罷越候に付、漸此程著致候。然處魯西亞人相答候は、

露人急速決定要求

私共儀本國より使節被申付、日積りも有之候處、最早日積りも相立、歸國差急候間、追々申立候御取扱向之義、早々御決被下候様致度旨申立。

急速決定に難し

此時肥前守申聞候は、久々之滯留、殊に一萬里餘之波濤を凌ぎ、本國には妻子も可有之、至極尤には候得共、拙者共にも四五百里之遠路を罷越、いかにも速に御用相仕舞度候得共、此度之儀は、兩國之大事にて、容易に取調出來兼候間、取調之上、追々可申談旨申聞ル。

魯人申立候は、此度之御取扱向、兩國千萬歳御親みいたし度義に付ては、御相談向之義、此御列坐之御役々々、御談判に及び候て可然哉。又は御省さ被成候人々も有之候哉。左衛門尉相答候は、

密談可及節は、差向之對話にも可及候得共、今日は初對面之義、殊に差急到著致し、取調等も不致、元來信義を守候國に付、退帆致候へ共、一旦重臣可差遣旨申達候上は、長崎迄參不申候ては、後來え對し不相濟に付、退帆に不拘能越候處、途中尙其方等渡來有之、令祝著一候疑無之ため、不取敢一御目に懸り候故、追々可申談一候得ども、全初對面之禮を行ひ候義に付、今日は先御細談に不及候。

魯人申立候は、至極御尤に候。我國にも右様之禮有之、乍併最前も申候通、國元より被申付候日限も有之候間、何卒速に御取扱向相片付候様致度候。右之頃公用方ゴンセロフ（ゴンチャロフ、露國有名の小説家）曲書を引提、使節の後口に著ク。

左衛門尉申聞候は、

此方にて、いかにも差急度候得共、此度之義は不容易一國界等之義、何分

急速之挨拶難及候。

魯人

段々御口上之趣御尤に候。左候は、差向二ヶ條之御尋問及度儀有之、對し候義には無之候得共、此度之義に付、御尋申度儀に有之候處、此席にて申上可然哉。

左衛門尉挨拶

いづれにも、今日之儀は、右様之趣、何分御挨拶及兼候。

魯人

左候は、明日早朝重き御役人之内、一人御越有之候様致度候。

左衛門尉

十五日は用向有之候間、一人にても參兼候段相答。

猶通詞より、此間も申達候通、十五日、十六日は賀日に付、及斷候旨相答。

露人書付
差出申出

魯人

左候は、書付にいたし差上候間、此度御重役御隨從之仁一人明朝御出被下度、右之御答、同日夕迄に急度御挨拶有之様致度候。

肥前守

隨從之者差遣候義は、差支無之候得共、事柄に寄何分即答及び難き義も有之候間、明夕迄屹度答におよび候と申儀は難レ申旨申聞ル。

魯人

申上候趣は、聊之儀に付、御即答難レ被レ及程之儀には無之、何れにも明朝御隨從之内一人、御差越可レ被下候。

然ル處、魯人

來る十七日フレガット船え江戸表よりの御役々御光來之節、長崎奉行御兩人御越有之候哉と申立ル。

筑後守答には、

千萬 忝 候得共、何れ右は此方より可レ及ニ挨拶一候。

尙又通詞申聞候は、

此御席にて申上度儀有之候旨、魯人申聞候間、承候處、右は上陸之儀に付云々之事に候間、通辯いたし兼候旨、魯人え相答候得共何れにも申述吳候様申聞候趣、左之通。

魯人

上陸之儀は、明日取行度候。

筑後守相答候は、

一旦相斷、其儘に致、未日本人も住居候間、明日には參り兼候間、此方より可ニ申通一候。

魯人

右上陸之義は、先達て中より疾に御聞濟之處、右之通御申聞候間、最早此後上陸之儀は、私共よりは、更に申上間敷旨申立ル。

露人上陸
斷念

露人上陸
要請

初會見相
すみ

此時肥前守左衛門尉申聞候は、
 初見も相濟候上は、猶追々面會可致、今日は勝手次第引取候様可致旨
 申達候處、
 魯人申聞候は、
 今日之御取扱振、誠に御手厚之儀、御料理も十分食用いたし、難有旨申
 聞、肥前守始役々座を立、奥へ入、魯人引取候事。
 但送りは不致候事。
 以上が初會見に付、幕府方の配する所である。

【八五】露使と初度會見に關する川路の手記

我が使節
衣装

尙ほ初度會見に付き、川路當人の手記したる所は左の如し。

露使上陸
の状況
露使服装

十四日(嘉永六年十二月)晴、五時(午前八時)より西御役所へ參る。のしめ麻なり、參
 候て一同相揃。肥前守、左衛門尉は裏附之かり衣にて、白かね作之太刀爲持
 之。長崎奉行大澤豊後守、水野筑後守、御目付荒尾士佐守は大紋にて、糸巻の
 太刀爲持之。儒者古賀謹一郎は、布衣。御勘定組頭中村爲彌、御勘定評定
 所留役菊地大助、布衣著用。(原註 いづれも足袋をばき、小き刀帶之) 御徒目付は素
 袍著用。支配勘定、是又同じ。尤長崎立合として參候ものは、麻上下、
 自分召連參候。日下部勘之丞(案するに日下部伊三次のこと)ばかり素袍なり。四つ
 半時(午前十一時)魯戎小舟へのり候而來る。祝砲と號し、大砲五發いたす。
 船に残候もの共は、帆檣の綱え上り候而夥し。日本取締之船太鼓、魯戎
 之太鼓、頻に聞ゆ。段々近く相成候而上陸いたし候と、魯戎はチャルメ
 ラ太鼓にて、高島流之調練の如き風體にて上り來る。劍付鐵砲なり。將士の
 もの何れも天鷲絨又羅紗の筒袖著用す。使節は羅紗之衣類に、紅之五寸巾は
 どなるもの之帛にて紋あるたすきのごときものをかけたり。頭には形ち小桶

日本使座席

露使座席

の末細なるが如き帽子え、金の飾りありて、上には白き毛を附たるを著し、門を入るとき、この帽をとりて、始終手に持居候。尤帶劍なり。金の房を、左右之肩に附たり。〔原註 フサ長し、半五りの所へ、金にて碁石のごときものをつけたり。〕

船將〔原註 銀のフサを附、其餘同じ。〕船將次官〔原註 金のフサ短きを附、これ通辯官なり。〕並將士同伴なり。右之面々都合三十一人、座敷へ参る。

夫と一時に筒井肥前守、其外一同罷出、通詞を以、夫々及ニ挨拶一候而、暫爲引候。〔原註 此節いづれも、立居〕夫より座敷、特更に高き高麗へりの二疊敷を敷。〔原註 此節延喜式、並折たく柴の趣等参考候て、椅子、几子等之類を用候積之處、さてく不都合にて困候間、先例により此の如し。〕

魯人は椅子〔原註 三十二持来る。〕椅子の前へは、卓の如き臺をつくりて並べたり。右之座へ、使節、船將次官之通辯官、船將、並頭分之將士、以上四人、椅子による。此方は筒井自分計にて、筒井並自分より、鹿末ながら飯をあがり候へと申候時、中村爲彌、菊地大助は、二疊臺なしに立居候間、自分

露人饗應を喜ぶ

露使我來を請求

より爲彌へ差圖いたし候と、三汁七菜にて、酒をも爲給候。…魯人は箸を持つこと不能、夫故に蘭館よりさじを取らせ候て、食事の時わたり遣し候處、御丁寧なる御事、御めづらしき御料理など、其外筒井之高年を特之外に稱して、かゝる奇人と相對すること、喜しなど申たり。料理畢而長崎奉行、其外一同著座いたし候と、今般之開口いたす。聊之事なれど、云々有之候而、通辯之もの大はたらきなり。漸七つ時過〔午後四時過〕に相濟候。歸り候節も音楽なり。船にては祝ひ候哉。三本橋、七夕竹のごとくに、いろくの旗を夥附たり。

斯くて翌十五日には、露使より前日饗應の謝詞を陳べ、且つさきに約束したる如く、十七日には筒井、川路、荒尾、古賀、其他屬員の來艦を請ひ來つた。此れは固より尋常一様の儀式にて、何たる面倒も故障もある可きものではなかつたが、然も當時彼我の事情疏通を缺きたる爲め、體面上承諾の旨を答へつゝも、愈よ彼の艦に赴くに就ては、筒井の旅館に相ひ集まり、それく評議をした。

第十六章 日本返翰交附

【八六】露艦往訪の内評定

筒井旅館の内相談

當時如何に彼の事情に就て、我が知識の不足であつたかは、穿鑿する丈が野暮だ。今ま川路の手記に就て、筒井旅館に於ける、日本使節の内相談を見れば、左の如し。

黒田長博 奇策

十五日(嘉永六年十二月)晴、寄合に付、筒井方へ参る。○魯戎共特之外六ヶ敷事共申出候而、船へ参候はゞ、是非に押付、手荒之事をも申成し、日本之境等を可ニ相定一裁も難レ計けしきとの説あるなり。寄合の席へ松平美濃守(筑前國主黒田長博)別事にて來り、魯戎に而は、日々帆を干候而、いつにても出らるけしき、近頃の所置、甚可怪など物語候。併役々乗込候ても、美濃守等の軍兵有之候に付、安心なりと物語たるに、西洋之船甚早し。走

川路決心

出候而は、なか／＼大砲間に合かね候間、美濃守家來之内、死を潔いたし候家來十九人を、我等が家來之内へ召連可申、其外火藥を仕込候焼船一艘を、供船之内へ加へ可申候に付、夫へ火を附、一同切込可申とのことゆゑ。其節は役々之もの共をも、無ニ貪著一火をかけ可給候。乍去もふ旨も候へば、後刻御挨拶に可及とて、歸したり。美濃守は、五十四萬石の大名なれ共、特之外よく氣の附人なり。同人歸候而、われ(川路)申出候は、美濃守申分尤なり。され共魯戎之船を焼打候而、役々之敵を、即坐に撃くれ可申は、忝候得共、左候ては公儀へ、大國之敵を新に拵候に當り、不相當なり。これ畢竟一人も、死ぬまじとする故よりなり。抑左衛門尉、此御用被ニ仰付一候而は、別而命は一日限之ものとおもひ、いか様ともいたし、國家之御爲に、身をいたし可申と存候間、十七日に、もし魯戎手荒の事いたし候はゞ、荒尾土佐守は、御目付之義に付、始末御覽候而、御老中方へ御聞に達し可被成候。筒井肥前守は、格別之高年に付、御歸可

中村爲彌
決心

皆行くを
争ふ

被_レ下_レ候。左衛門尉一人魯西亞船に残り候て彼國え参り候はゞ、其帝王へ
 説_レ候。而御爲を可_レ仕と申切たり。よりて中々に、美濃守家來、卒爾に火な
 どをかけ候而、天下之事を傷ふことあるは如何に付、右等の用意を可_レ及_レ斷
 と存_レ候。依て同家老を、左衛門尉方へ呼、可_レ及_レ斷と申たり。右之論に
 而、諸人色々談判中、組頭中村爲彌能出_レ候。而、御返翰にも重臣貳人と被_レ
 記たるは、肥前守、左衛門尉なり。右之二人を魯戎に被_レ差押、彼國へ能越
 候。様之義有_レ之候而者、御國體に拘り候間、決而不_レ相成_レ候。爲彌一人
 惣代として、被_レ差遣_レ被_レ下_レ度とおもひ切而申出たり。左衛門尉申には、そは
 爲彌平日に似ざる不實意なり。支配向を遣し候而は、左衛門尉之士道相立可_レ
 申哉。いかに卒爾なることいふべからず。此ことは不_レ相成_レと、大に争
 たるに、肥前守申には、同人は一旦御役御免をも被_レ仰付_レ候處、年老たる
 身をかか迄に被_レ成_レ下_レ候。こと故、老年旁、身を捨ることは、決而いとはず。
 われ行べしと云。故に肥前守はならず、左衛門尉行べしと云たるに、儒者古

黒田長濬
再來
家來借入
謝絶

賀謹一郎も、諸人かくいふに、一人可_レ殘にあらず。決して謹一郎行かむと
 申たり。かくいひ争てははてなし。依て夫よりも先魯戎をこころみむとて、
 書簡を遣したるに、返事よし。左衛門尉より通詞榮之助(森山)を内密尋ねた
 るに少も仔細なし。見損じたらば、申譯の爲め、榮之助第一に使節に飛か、
 りて、御先がけを仕らむと云さま、思込居様にみゆ。明日美濃守家來呼出
 候。積_レ申遣したるに、美濃守より四人え直書を越して、いろく論じ、
 明日直参、左衛門尉と可_レ申談_レ旨申來る。夫より歸しに、夜九ツ時なり。
 (午前零時)

十六日晴、朝六半時(午前七時)松平美濃守來る。旅中之事ゆゑ直に居間へ案内
 いたし、主人のしを出す。いろく海防之論ありて後、昨日之家來を可_レ貸と
 の事を謝し候。而、見込を申述。家來かしくれ候。義等は斷り候。尤異
 變有_レ之候はゞ、美濃守へ公儀より御沙汰之通、打潰候とも、いづれとも、
 御役前通いたし、存寄無_レ之旨申候處、精忠之程、感嘆之由など申述

無理もなき事

候而、や、暫物語のうへ歸りたり。暮時頃、美濃守直書を越、今日望遠鏡にて、魯船之動靜を見詰居たるに、船を廿町程、陸之方えよせ。其上、船中之掃除等夥し。實に招待のこゝろなるべし。餘意はみえず。美濃守は、家來を夥召連候而、船之固とは不申、魯船へ近き下屋敷え參候て、終日人しれず、我等の船を警固いたしく可申候間、安心候様申參る。其書狀に、深切之意顯れたり。厚意之旨、謝詞申遣候。

以上の所記は、今日から見れば、殆んど一笑にだも値ひせざるも、當時に於ては、必らずしも無理のことではなかつた。何は兎も角も、川路杯の如き責任感の最も充實したる吏員が、幕吏の中にあつたことは、幕府に取りては、洵に仕合であつた。

〔八七〕 川路の手記せる露艦往訪の様

露艦に於ける接待

筒井、川路等の露艦往訪は、案外なる實物教育を、彼等に與へた。彼等は一生懸命、満身の緊張もて、出掛たらんも、露艦に於ける接待は、別に何等の惡意も、陰謀も、企畫もなく、只管ら好意的の交際以外に、他事なかつた。

往訪服装及船飾り

十七日(嘉永六年十二月)晴、四半時(午前十一時)揃にて、(原註 繼上下、御召之御紋服、着用す)細川越中守手船に乗り、魯船フレガットへ參る。(原註 細川の船は、二階造にて、緋ちりめんの幕あり。肥前守、左衛門尉之弓、鐵砲、船印、對槍、或は纏ひ其他荒尾土佐守、古賀謹一郎之槍、並細川船手の弓、鐵砲、船印等にて、目ざましく相見え候。並長崎奉行所附之緋ちりめん御紋附の幕を打たる船も添。大鼓並鐵拍子にて、にぎやかなり。又黒田鍋島の番所並陣場、大村等の陣場、處々にありて幕を打たるけしき、長崎のみなと内、目を驚せしなり)自分等の船、ちかよると、魯船にて奏樂いたす。(原註 此時、並歸の時、祝として大砲を打こと、西洋各國の禮なれど、日本にては禁じたるなり。法の異なる如し此)船の階子へは、五色のござ(原註 アンペラ

露使歡迎

のこくとくにて至て厚きなり。」を敷て、其下まで下官之者共、出たり。上官は船上へ出迎たり。異船は三階になりて、上は玄關前のごとく、下は奥のごとし。異人共は、參候を殊之外に喜びて、使節みづから案内いたし、武器を貯たる所、其外を悉くみせ、二階のはしご等にては、筒井の手を、上官共より引下り、所謂くつを取らぬばかりのことなり。上の所に別段二階ありて、其ところに、使節は椅子、筒井其外のためには、床を造り、花甕に似たる立派なものを敷、その所にて茶を出し、大筒、並小筒の足なみ等いたし、みせ候。畢而日本と魯西亞の船印を並べて染出したる幕のごとくなるものをみせて、かく迄に日本を親しく思ふと申たり。夫より下之段をみせたるに、ギヤマンの掛燈籠をつり、上にもあかり取あり。何れも玉屑なり。〔原註 掛燈籠は、内之方、柱によりたる邊を、皆ブリツキにて張り、それへ七寸ばかりなる鏡のごときものをかけ、其前に、江戸の十六文蠟燭位の太さにて、シンをば、燈心一本立たるに、火を附たり。しん至て細ければ、蠟のへり至て少く、又鏡其外へうつるゆへに、あかり特によろし。燈籠に鏡はいれど、萬代

ギヤマン 掛燈籠

船上武器

使節の室

要應

特遇の巧

ものにて、油の費少し。これ西洋流なり。」船べりに、鐵の大筒を夥かけたるは、畫にもある如し。さて此所に鐵砲、其外武器のあること夥といふも大方なり。たとへば鐵の筋がねを、堅綿のごとくにわたし、其間へ大筒之玉を、栗石のごとくに並べ、其上を往來する類、最妙なり。其下へ参りたるに、使節の部屋あるなり。〔原註 書籍を積たること、特之外大造なり。十五疊位もあるべきか、大なる硝子の窓ありて其所に筒井並自分等の座を設け、腰もかけ、著坐もなる様になしたること、前の所と同じ。〕左右に鏡ありて、帝王並王子、次男の肖像なり。〔原註 像をとる鏡は、其人鏡に向ときあり〜とうつりたる姿、かやみに其まゝ止りて不消、それを用ゆるなり。是藥を以なるなり。事長ければこゝに略す。〕こゝにて饗應あり。酒はフランス國の葡萄酒なり。〔原註 葡萄酒のつゆにて造る。多く飲ても、酔少し。直に醒るなり。米のごとき實用のものを、なぐさみに不費、その考、甚おもしろし。〕同かん酒。終りによきにはひの甘き泡盛に似たる酒なり。肴は數特に多し。……惣てもてなしぶりの上手なること、實に驚たり。〔原註 阿は通ぜれど、三十日も一

黒田家萬
一の用意

所に居ならば、大抵には分り可申、人情少もかわらず、いづれ國も同からむ。」暮かたに成候間、とどめたるを押して歸りたり。使節其他船の乗口まで送たり。三階之上へ出れば、みな劍を抜、太鼓をたゝき、奏樂にておくり、下官は三段四段にて、三本ある櫓の帆けたに、すき間もなく、並び立て、遙に見送るなり。今日は元來蒸氣船其他へも、乗移り候積りなれど、薄暮にもなり、且人の心もおもひて、急ぎ歸りたり。されど十町ばかりにて、提灯となれり。」(原註 今日のことを案じ候て、松平美濃守は、遊山と號し下屋敷へ参り居、實は萬一の節の下知を傳ふる手當をなし、望遠鏡にて、始終船の動靜を、見なられき。一番方にては、鍋島の船手、大砲を載たる船を、密に所々へ隠し廻し置、内實の備をなせし由なりと承る。)長崎奉行所へ一同戻りて、御朱印其外御用書物の預け置しを受取て旅宿に歸りたり。

けふ土産として筒井よりは、牡丹に蝶の蒔繪せし料紙硯箱、五色奉書、大小三所物。左衛門尉よりは富士山の圖を蒔繪して、櫻花の絡じめ、並根付ある印籠(原註 これに歌あり、「萬世も神の御孫のしろしめす、泉國の山の姿をもみよ」)廣ぶた二

寄贈品

日本刀の
圖釋

つ。(原註 衣冠の人、馬上の圖、蒔繪あり。これも日本ばかり下計、著たるものと思ふ故に、服色のことしらしむるがため、此圖を特に選みしものなり。)黒漆塗 盃三つ。(原註 あしに、鶴の圖あり。朱は外國のもの故不用、黒漆塗とせしなり。)二尺六寸、大巾にて、かさねある刀一本、ふち頭、鐔、目貫、みな櫻花の金蒔繪、鞘も青貝にて、さくらの圖なり。(原註 通辭を以、此刀にて、ために人を切みるに、三人並べて、こゝろよく開切にし、車骨を瓜の如くに切なり。尤重過て不取廻しと思ふべからず。左衛門尉は、この倍より重き刀を、三千振位は、日々にふるなり。故に此刀など、芋がらを遣ふが如く、おもひ居候と申たるに、人をば如何にして試たると申たる故、答ふるに刑人の屍を切なり。これを日本にてタメシと申候。西洋人は修行せぬ故に、きれまじ、されど腕一本か、足一本は必されるべし。かゝる切味の刀さすは、日本の常なりと語らせおきし。)銘は次郎太郎、直勝作。川路左衛門尉佩刀と彫。腰車土段拂の花亭老人の贊語あり。荒尾土佐守は、五十三次之圖、料紙硯箱。古賀謹一郎は、畫蠟燭十本、すゞりぶた二面なり。これを船中にかざり、その所へみなつれ行て、特之外に喜びみせたり。

眞相明瞭

以上川路聖謨の手記は、事極めて大局に關係なきも。然も如何に彼我交渉の模様と其の眞相とが、有の儘に膜寫せられたるかを知るに足るべきものがある。具眼者は斯る些屑の記事に於て、却て當時の情勢を會得するであらう。

【八八】幕府老中等の露國宰相への返翰

返翰を與

斯くて十二月(嘉永六年)十八日、愈よ老中よりの返翰を、露國使節に渡した。右は漢文にて、御儒者古賀謹一郎の起草したるもの。而して阿部正弘の臣小島知足の清書したるもの。其文左の如し。

返翰本文

伏して來札に接す。貴國御前大臣布恬廷の命を銜み航し來りて親遞する所を知る。而して其書實に上宰相子也利羅德公の贈らるゝに係る焉。書中陳述する所を閱するに云く、貴國大君主、我が兩國邊疆の交錯を思ふて、釐正

を加へんと欲して、備さに意旨を悉くす。又云く貴國既に古來未だ有らざる廣大の邦土に據る。別に新地を得るを要する無し。盈を持し、滿を保つ。道、良とに宜しく爾るべし。且我邦貴國と與に、各其土を土とし、其民を民とす。無事相ひ安んず。原より衅を開くの端靡し。乃ち今段使節の擧、其の好意に出で、而して惡意に出ざる、亦た彰明較著疑を容れざる者と爲す。

邊界協定の事

貴國既に好意を以て來る。我邦何んぞ好意を以て相ひ報いざるを得ん耶。第邊土の經界、貴國以て甚だ明晰ならずと爲す。則ち邊藩を諭し飭しめ、細かに査覈を加へ、而して大吏を差し、貴國官人と與に會同商議し、以て劃一に歸せしめんとす。然も邊藩の査覈必らず圖籍を按じ、確として憑據有り、慎重事に從ひ絲毫の疎謬を許さず。是れ固より今日の能く辨ずる所に非らざる也。若し夫れ貿易來往の事、則ち祖宗の遺法厲禁有り、歷世遵奉して失は弗る所。故に曩昔貴國嘗て開市の請あり。而して我邦已に業に固く辭せり。

貿易來往の事

意ふに其の顛末公等の克く悉くす所也。但だ現今宇内の形勢變遷、貿易の風駭々として日に長ず。誠に古例を取りて今事を律する能はず。頃者合衆國人亦た來りて市を乞ふ、日後列國の市を乞ふ者、必らず踵を接して而して至らん。夫れ列國の市を乞ふの繁、此の如し。乃ち是れ我が一國の力を盡し、星羅碁布の萬國に應ず。其力の給と不給と、未だ知る可らざる也。且つ我が境内邦土の貢の如き、其の多寡精粗を檢する、亦た豈に旦夕の辨ず可き事ならん耶。

運答延期

矧んや我が君主（將軍を斥す）新たに位を嗣ぎ、百度維れ新たに、斯等重大事項の如き、必らず之を京師に奏し、之を列侯群官に諭告し、協同商議、議定まりて而して後事に從ふ。顧ふに勢ひ三五年の時月を費さざるを得ず。差や延緩に以たりと雖も、公等且らく吾言に從ひ、坦懷以て俟て焉。議論一たび定まり、諸事整頓の後に追んで、便ち當さに登時報聞すべき也。况んや我國の貴國に於ける壤界相ひ接す。宜しく鄭重を加へし。故に重臣二員を長崎に遣

はし、布恬廷に會晤し、以て其の曲折を盡さしむ。而して其他宜しく布報すべきもの、亦た皆な之をして面悉せしむ。幸に以て之を諒とする有れ。不宣。

大俄羅斯國上宰相子也利羅德公閣下

大日本國老中

- 阿部伊勢守正弘
- 牧野備前守忠雅
- 松平和泉守乘全
- 松平伊賀守忠優
- 久世大和守廣周
- 内藤紀伊守信親

幕府側書

以上の書翰は、如何にも露使に取りては、待ち設けたる甲斐なき文字であつた。

嘉永六年癸丑十月十五日

第十六章 八八 幕府老中等の露國宰相への返翰

そは何もかも三五年の後であらねば、埒が明かぬとの文句では、態々使節を特派したる目的も、殆んど全く水泡に歸する譯合だ。併し此の返翰を認むる迄に、幕府側では如何に手数をかけたかは、此の返翰の清書が、筒井、川路等の十月晦日江戸出立まで、間に合ひかね、途中にて受取りたるを見ても知る可きであらう。

〔八九〕 返翰交附に付ての報告書

返翰交附次第

川路の手記によれば、老中の返翰を、露國使節に交附したる次第は左の通りだ。
(嘉永六年十二月)

十八日晴、四ツ時前(午前十時前)揃にて、西御役所へ、魯西亞人使節、其外を呼出候而、御返翰渡しに相成。且使節次官ともに、綿、並紅白之綸子、

亦蘭譯文を與ふ

筒井等報告書

最初の露使態度

被下之。惣中へ者、五斗俵百俵。豕二十疋被下之。畢而御料理被下之花かざり等ある。三汁九菜なり。これより引つゞき、對話之積。
上記の返翰(参照 八八)は、封のまゝ之を與へ、別に正寫の一本を露使に授けたが、その翌日漢文のみにては、了解充分ならざる虞あれば、和蘭文もて翻譯ありたしとのことにて、通詞西吉兵衛、森山榮之助之を譯して與へた。
却説筒井、川路等が、此迄の成行に就て、江戸なる老中への報告書は左の通りであつた。

當地え渡來之魯西亞船之義に付、去ル十三日、町便を以申上候。趣も御座候處。〔参照 八〇、八一〕私共儀爲ニ應接ニ被ニ差遣ニ候旨、長崎奉行より申達候處、先達而來翰持參之節者、長崎御役所え罷出候間、此度役々之者、彼船え罷越候而、禮節相當に可有之、左も無之、無禮之取扱よび候義に候はゞ、直に出帆可致段申出、容易に引留兼候體に付、一同相談之上、御普請役、御小人目付彼船へ差遣、使節事、國命を奉じ、外國

彼を以て

え使いたし、久々滯船、返翰相待居。右に付私共儀應接として遠路態々罷越、殊に御返翰をも持参いたし候趣。承りながら、一應之對談にも不レ及。自國之禮節を而己重じ、本朝之禮法には不レ拘、出帆之義申出候段、事實相當之申條に無レ之。乍レ然此際に至、勝手儘之義申募り、左右に事寄、出帆可レ致との義、使節心得を以、いたし候義は格別、此方於て、強而可ニ差留一義には無レ之、既に應接として重臣をも被ニ差遣一候は、畢竟其國え對し、禮節を盡し候筋に付、たとへ如何様申聞候ても、此上之禮節を屈し、彼船え罷越候義は、國法に於て、難ニ相成一義之旨、爲ニ申諭一候處。承伏いたし、初見之節、此方え罷越、右禮相濟候後、役々彼船えも相越候義に候はゞ、申諭に從ひ可レ申旨申出候間、承知之旨及ニ挨拶一置。去る十四日使節其外とも、長崎西御役所へ呼出し、役々面會および、遠人を御懐け之御趣意を以、長崎奉行え申談、相應之饗應申付、尤御用向は不ニ申談一慰勞一と通に致し、私共之内、肥前守、左衛門尉、同食致し候處、殊之外

面會要應

露艦に至

喜悅之體にて一同快く酒食いたし、難有次第之旨、挨拶申述立歸り、同十七日には、彼船に於て、役々饗應致し度段申出候に付、一同申談、御警衛向之義は長崎奉行打合、不目立様夫々嚴重に相立候上、私共義、同日九時(正午)彼船へ罷越、其例兼て申上置候趣を以、銘々より土産物をも差遣候處、使節之者出迎、案内いたし、船中無ニ殘所一見分爲致、且慰之ため、砲陣操練、大砲打方之仕方をも、仕、其外料理向等迄、丁寧に申付、禮節向存外恭敬、懇切を盡しもてなし、暮合前一同右船引拂申候。翌十八日西御役所に於て、御返翰相渡し、右は御手前様方御封印之儘、相渡候義之旨をも申聞候處、右體重々御封印之上は、其儘大切に持歸、彼方政府え差出度、乍レ然御返翰之意味會得不致候ては、諸事之談判難ニ相成一候間、扣相渡吳候様申出、右は全御返翰を重じ候て之申條に付、御差圖は無レ之候得共、一同評議之上、先達て御渡相成候御返翰寫之方相渡候處、何れにも熟覽之上にて申出度、其餘使節へ被レ下物之義も、被ニ

返翰及副文を渡す

夷人わろ
かしこし

仰渡一之趣を以取計、猶響應をも申付候處、冥加至極、難有仕合奉
存候旨を以、一同拜領仕候。右之通是迄之御作法於ては、萬事
無滞、相濟申候間、明廿日より西御役所へ呼出、追々應接仕候
心得御座候。尤夷人之情態、わるかしこき様子に付、十分之掛合は行届
可申哉、甚無二覺束、此後應接之次第に寄、如何様之模様可相成一哉は、
難計候へ共、先づ是迄之振合を以、精々取まとめ、御體裁に不拘様取計
可申と奉存候。依之先是迄之手續、荒増申上置候。以上。

丑十二月十九日

筒井肥前守
川路左衛門尉
荒尾土佐守
古賀謹一郎

斯くて此れから愈よ露使と談判の次第に入つて來た。

第十七章 日露代表者の談判 (一)

【九〇】第一回の談判 (一)

第一回の談判は、愈よ十二月廿日（嘉永六年）から開始せられた。川路の手記に
曰く、

川路の強
硬談判

廿日、終日大雨、五半時（午前九時）魯西亞之使節、西御役所へ參る。左衛門尉
肥前守、七ツ時（午後四時）迄辯論いたす。左衛門義、魯西亞は、虎狼之國と
世に申候。然るや、又は信義の國なりや、いかに。道理を守らば、わがこ
とに隨ひ候へとて、理を盡し候て申論候處、大に承伏いたし候
而、エトロフへ立入問敷、カラフトに手さしだし不申。差出置候軍兵、
引拂可申旨申之。すらくと參り可申體なり。

とあり。如何にも案外に好都合であるかの如く記してゐる。今其の問答筆記

を掲ぐれば左の如し。

丑十二月二十日對話

肥前守(筒井)

同答筆記

一 今般相渡候返翰、阿蘭陀語に翻譯方、通詞共え被ニ相頼、翻譯出來之上は、意味悉く了解被レ致候哉。

魯西亞使節

一 蘭文翻譯をも合考致し、御文意能相分り候。右之趣にては、今般之一條は、都て御兩使御取扱と申儀も承知致候。扱去ル十五日差出候尋問ニケ條之儀も、御取扱出來候儀と存候。

肥前守

一 右細目猶被ニ申聞候はゞ、答及べし。

使節

一 第一には兩國之境界を定むる事に候。

境界協定

肥前守

一 是兩國之事柄に於て、尤大切之事に付、急速取調方にも可及筋なれども、當節御代替之折柄、國事多端にて、何分急速には難ニ行届一譯有レ之段は、返翰中其意を述候通に候。右に而差支有レ之候哉。其儀承るべし。

使節

一 返翰之意は相分り候。併夫迄之儀に候上は、御返翰而已にて事済可申、態々御兩使被ニ差越一候にも及申間敷處、御兩使被ニ差越一候上は、諸事御談合も可ニ相成一儀、其上御返翰中に、圖籍を按之御文段も有レ之、右は繪圖手覺書取調候儀に付、右を以御談判有レ之候はゞ、境界取極之儀、如何にも相辨ずべし。

左衛門尉

一 一と通論判迄之儀は可ニ相成一候。先貴國之心得方承候上、可及レ答候間、心得方承るべし。

通商談

使節
一 境界之儀は、取調申述へし。前文尋問貳ヶ條目、通商之儀は、取調方に手間相掛候趣は、尤之儀と相聞、其上古今時勢變遷し、昔と今と事同じからざる趣をも相辨られ候段、至極に存候。然る時は、通商可被差免候哉。

左衛門尉

一 貴國には、素より異心を被存候には無之、全親みを結び度との儀に候はゞ、此方にも其心得にて及ニ應答へし。乍併返翰申述る如く、我國之風習武士かた氣強く、祖宗之法令を改むる事坏は、至て難致勢有之、此節より右評議相始る事故、即今治定之挨拶には及兼候。此無餘義一場合相察せらるべし。

使節

一 御取調方只今直に難ニ相成一段は心得候へ共、三五年坏との待遠なる事

三五年の延期困難

にては、逆も承知難ニ相成、アメリカ杯にても、右體長引候様にては、必承引致間敷候。

左衛門尉

一 貴國郡縣之治と、我國封建之治と、取調向等難易之違も有之、元來外國々と通商相始、貴國えは通商許さぬと申には無之、逆も通商相始候位ならば、土地隣接いたし、殊に信義を守る大國と交を結び度も存するなれ共、當今之場合、左様には難ニ相成筋有之間、暫く之間、相待候様にと申事に候。

使節

一 御兩使は、重御役人と申事故、政府之命を不待、尋問二ヶ條之儀、此所に於て、取計も出来可致儀勿論に可有之、使節事は、全權之重任を請候故、今度之儀に付ては、何事も了簡次第に取計候儀出来致候。然るに御兩使に於ては、使節之申事承置れ候て、政府え被ニ申立、御挨拶

我國取調長引の理由

等 韓井川路

可^レ有^レ之筋にも候はゞ、諸事之御談判も無益に付、直に御老中方え御談判致候より外取計方無^レ之存候。此御答承度候。

左衛門尉

一 此度相渡候返翰は、自分共之返翰には無^レ之則老中之返翰に付、日本國內に於ては、何れえ被^レ相越候ても、右之外には別段の答方無^レ之候。此儀會得も無^レ之、彼是と申さるゝは、畢竟國土之違にて、義理人情も異なる哉。右返翰再應熟讀被^レ致なば、其儀は合點も參るべし。抑某等兩人命を受て、此地に來り、使節と應接對話及ぶ趣意は、書は事を盡さざる故、返翰は、其概略を申述、其曲節の細目に至候ては、某等より談話及んが爲にして、返翰外別段之論判に可^レ及に非ず。乍併使節被^レ申聞候趣旨は、得と承り、談判出來可^レ致筋、夫々可^レ相答一問、廉々被^レ申聞べし。此よりして談判は、追々と具體的に進み行いた。

【九二】 第一回の談判 (二)

十二月廿日の談判は、尙ほ以下に續いてゐる。

使節

露使通商
談判進歩
を求む

一 御返翰眞文並蘭語翻譯をも合考致候處。吾國書翰に申述る境界を定むると、交易を開くとの貳ヶ條既に御老中方には、御承引有^レ之候に付、態々御兩使被^レ差越候義と存候。右通商之議論出來可^レ致儀勿論なるべし。

左衛門尉

一 返翰中何れの所に、通商許允之文段有^レ之候哉。

使節

一 古例を取て、今事を律する事能はずと申文にて明白なり。

肥前守

一 右の通り申聞るは、返翰之意解し兼候と相見候。既左衛門尉より粗申

大 剛 藩 書 目

聞る如く、某等を此に下されしは貴國より大臣を欽差して、貴國の宰相より我國老中への書を贈、則其書は江府へ達し、書中之意承り候。然るに其書之内、貴國の文字を以て書せられし方は、我國貴國の文字に通せず。讀得る事能はず。漢文と蘭文は讀得て、其大意を知れり。然に、當今國喪漸畢り、嗣君繼業の典禮未だ行はれず。國事多端なる折柄に付、某等を遣して、使節遠海航到之厚意を謝し、且返翰委曲之語意了解可有哉否を知らざれば、書中盡さるる所を申述る所にして、素より別儀に可及にあらす。そは既に返翰中にも云ふ所なり。此意了解あらば、某等可及會議次第も隨て明白成べし。

左衛門尉

一 返翰の意味、萬一解違ひ等有之候ては、不容易筋に付、猶得と熟覽之上、蘭語翻譯之意味、通詞共えも尋らるべし。且右等の廉々於て、疑惑被致儀も有之様に見え候。此度某等此地に來、使節と國事を談ずる之際、

返翰明瞭了解を求む

返翰之趣意に違ひ候廉々有之ては、重き罪をも得る事にて、聊たりとも相違之儀談ずべき筈無之、此所得と熟察あらば、疑も散ずべし。

使節

一 御返翰に、古例を取て、今事を律すること不能と有之、不能とは出來ぬと申事故、既に政府においては、外國通商の禁改められしと心得候。

左衛門尉

一 右一語を以、見る時は、被ニ申聞一様にも相聞可申候得共、讀で後段に到らば、右取調はあるなれども、即今治定致し難き趣意に可ニ相成一候。何ンの故に返翰に許允する事を某等彼是と申掠むべき。

肥前守

一 使節事は、國命を奉じて、事を調んが爲に來らるゝに非ずや。其承りたる事の調たるが能敷。又は調はぬ方能敷。

露使通商解禁と解する

川路答解

一 再三尋問之間、御返翰之意は、其大略を了解致し候。然共今より三五年之時月を費なんこと、右様可長引一事可有筋とも不ニ相聞、既にアメリカ渡來以來、一ケ年に近く、我當地え參候ても、最早半年にも及候。被ニ申聞、永年之間相待儀は、逆も難レ成、一二月之事にもあらば、兎も角も相待べし。

左衛門尉

一 事には直ちに可レ成事と難レ成事とあり。此處能々辨別有べし。貴國には滿世界之事情をも探討し、悉辨別致し居らる、由なれば、素より我國風をも辨へ居らるべし。此所熟考あらば、我詞の偽ならぬ譯も明か成べし。

一 日本之國風、外國と異なる事は兼て、承及ぶ所にして、答の成事と成ぬ事あるは、尤之筋に候。然れども當地滯船も永々相成候間、答可レ被及筋は、直に、於此所答有レ之度、追々尋問及ぶべし。

左衛門尉

一 心得候。一體貴國は隣接の國故、是迄海外諸國之取扱方と違ひ、都て心をおかず既に其船中えも相越、贈物をも致し、其方にても接待方等懇切を被レ盡故、心はおかぬ事に候得共、無餘儀一筋有はこそ、三五年をも相待様申事なれ。其處推察熟考有べし。尤及答不レ苦筋は、答に及ぶべし。

一 今般格別之御取扱相成難有候。尤國都出帆之砌、政府よりも、今般使節として貴國へ罷越上は、貴國の御法に背き不レ申様申付し故、右申付之趣堅く相守、當地に數月滯船罷在候。右を以我心底をも被ニ相察一べし。扱政府書翰中之所願、且某より追て差出たる書面之條件、逸々答承りたし。

惟ふに老中の返翰なるものは、その文義に於て、頗る曖昧の點がある。露使が之に就て、誤解したとすれば、寧ろその誤解の方が、當然であるかの如く思は

る。

【九三】 第一回の談判 (三)

談判は尙ほ繼續してゐる。

使節權限
問訊

左衛門尉

一 使節此度國命を被_レ受たる大體は如何様之事に候哉。聊心得違之廉も有_レ之様に存ずる處也。抑某等命に依りて此地に來るは返翰中之曲節を盡すべき爲にして、書外之事柄には及_レ難し。然るを使節心得にては、返翰は返翰、取扱は取扱と、事を兩様に被_レ致候。某等に於ては、返翰中之子細を會語する爲なれば素より答可_レ及儀と、不可_レ及_レ答儀と有_レ之間、答難_レ及_レ筋は、何國迄も答には不_レ及なり。

使節

一 此度某使節を承_レり罷越候趣意、荒増政府之書翰に載るといへども、書翰は其概略を申述、其細目之條件は、某之口誼に附し候事に付、右之條件會議有度候。

肥前守

一 心得候。されども、追々申述る如く、書翰中に被_レ載儀は格別別事を雖被_レ申出、談判可_レ相成一哉否を知らず。其意之趣く所、先づ被_レ申聞へし。

再び境界
の事

一 日本千島之内、南は日本、北は我國にて支配致し候。右之内エトロフ島は、往昔我國人住居致し來候處、其後貴國より手を入れ、貴國の人住居致候様に相成候。當今日本にては、エトロフは、何れ之所領と被_レ心得候哉。

左衛門尉

一 蝦夷之千島は、不殘我國之屬島にて、元來名も蝦夷詞に候處、段々貴國より蠶食致し、名をも被附替候儀に有之、其後貴國のゴロウインと申者、蝦夷地へ能越候砌、規定を立、迭の國境を守り、ウルツブを以、間島と致し候積、契約致し、其以來、エトロフ島は、外國の者を不置領主よりも番所をも差置來る所にして、素より吾所領なる所疑も無之候。

一 ウルツブ島は、百年前魯西亞所領なりしに、近來アメリカ人能越、獵事致し、エトロフ島は、五十年前迄は、魯西亞人而已住居致し、貴國の人能越居候儀無之事に付、右之心得方及尋問一所に候。

左衛門尉

一 エトロフは、我國所領たること斷然として疑を容れべき所なく、古はカンシャツカ迄も、我國之所屬にて、蝦夷人而已住居致し候を、其後貴國の人據守する様に成、夫而已ならず、カラフト南岸の地、我國所屬にて、是迄番所を

も差置來候。一體使節心得方に不審すべき條々有之、貴國政府之書翰にも無之儀を、使節よりは色々辯を加へ被申聞趣も有之候は、政府之意に非ざるべし。右體之儀、強辯論及ばるは、貴國之所願をなさんとの儀には有之間敷、右様之心得方に有之候は、通信通商等之儀は、論判にも難及、是等よりして、我國人心之憤怒を生じ可申。併望乞ふ事を調度被存なば、追而之書面は相下げ候方には有之間敷哉。左も無之ては被申聞旨も、畢竟無益之事なるべし。

使節

一 ゴロウインは元來我國政府よりの使臣にあらず。全自己之了簡を以、右様之事にも及たる事なれば、今般之證跡には引用難く、エトロフ之儀、品品辯論も有之候得共、今日之會議に難盡間、後會に治定之答承るべし。

左衛門尉

一 承届候。

サカレン
事所屬の

使節

一 サカレンは、素々我國人住居之地にあらず。先年アンモル(黒龍江)え我國之者罷越候處、彼住民共、我國え屬せんことを願ふに付、我主の命に依て、軍卒を差遣し、彼土を爲レ守候事にて、日本所屬之地え手出し等致候儀には無レ之、右境界腕と取極不レ申候ては、外國之もの通航差障にも相成候間、境界相定度存ずる所なり。

此の如く談判は、愈よ北方境界に付き、具體的談判に進行した。

初度辯論

十二月二十日

初度辯論

一 使節御役所へ呼出し、辯論有レ之、今日は平服、先方ハツタイラ三艘にて出る。筒持且音楽等無レ之人少也。席上へは六人出る。晝飯菓子扣所にて相濟候。船へ之案内も、手敷に付斷申聞候由に候得共、此方都合有レ之間、程合申遣候。玄關上迄迎も無レ之つもり之處、式臺にて待居候由、右に付、爲彌迎に參り申候。九ツ時前出夕刻濟。

交易の件

境界の事

一 今日之辯論、昨日之返翰爾語に相成候を、昨夜遣しに相成、古例取不能律と申事有レ之、左候得ば、交易不ニ相成と心得、譯し候方にては左様にも不ニ相聞相聞(原本ノマ)、一時兩様にとり、此論何分論り不レ申。乍レ然相分り候と相見へ、先一旦引申候。又々晝飯濟にて、カラフト、エトロフ論有レ之。

一 エトロフ人住候事、政府より之申渡しにも無レ之住居候由、是は年月此方より相糺候處、昨年出帆後之儀にて申來り候由、右は外國より人植候ては不ニ相成候に付、先に帝國より人差出し置候由、長く相成候得ば、追々住人相増し、引拂方相成候由、早ふ致し度、此境界之儀極度、船入湊二ヶ處も相糺たし、松前邊江戸近海願度、長崎は不辨之由、此兩條否承り度、萬事三五年之處其待かたく由、何れ明後日迄に勘辨、同日承り度罷出候段申聞、此方兩人急には挨拶とても出來がたく申論し有レ之、今日は先々是迄にて濟申候。(大澤乘哲長崎日記)

【九三】 第一回の談判 (四)

川路等の
態度

川路等は頗る強硬の態度もて、露使に接した。其の開港貿易に就ては、其所

第十七章 九三 第一回の談判 (四)

四三五

説聊か糊塗、曖昧なりしも、境界論に於ては、甚だ明白にして、斷然たる態度を示した。

左衛門尉

一 カラフト之内、我國所屬之地え手を附候儀には無之哉。然る時は追て差出候書面之趣と趣旨違ひたり。右は貴國之所置に寄、我人心之氣配に相拘り候筋に付、其次第に寄、某等如何様辯論するとも、取扱向更に出來可致儀共不被存、同島之儀杯、右之通に相違無之候は、猶更之儀、追て之書面は下げられ候方に可有之、既に貴國書翰にも有之候通、貴國に於ては、別に新地を得るに念なき由なるに、隣國の邊界え新に軍卒等被差置候ては、我國人心之動靜に相拘候間、右軍卒は、早々引拂せ候様致さるべし。右之通異心無之事に候は、追ては取扱方も可有之候得共、返翰に申述る通り、蝦夷地境目之儀は、其所を守ル大名え申付取調方爲致、命を受候大名は、書物繪圖等得と吟味いたし、申立ル儀故、

邊境軍卒
撤退要求

色々手數も相懸り、急速駈との取極は難致、扱使節限り之物語有之候。追てカラフト島にて、境界を定むる時に至りては、兩國之住民日々面を合せ候様相成故、迭ににらみ合ふて計も居られぬ事故、其節に至ては、互に懇意にも可相成なれども、當今より駈との沙汰には及難し。

露國守備
兵派遣の
辨

一 我國政府之書翰は、某差出候書付と、趣意相違有之は、餘儀もなき次第有之、最前使命を請、國を出し時は、右書翰之通之儀に候處、其後本國より書狀差越、外國之者共サカレンを窺致し候勢ひ有之、打捨置難く、守り之者を差遣候、尤日本との境界駈と相分り候は、守り之者は、早々爲引拂へく旨申越候に付、此談判を取分け差急ぎ、今日及談判一所に候。

左衛門尉

一 得と取調之上に無之候ては、治定之挨拶には難及けれ共、カラフト一條に於ては、彌右之通に候は、疑心氷釋いたし候。尤右之趣に相違も

書狀差出
を要求

無^レ之候は、書面にて被^ニ差出^一べし。然る時は、貴國を疑居候我國人の心の解る種とも可^ニ相成一候。

露使樺太
境界決定
申出

一 使節一旦申候事は、更に替り無^レ之候。併書面を欲せられ候は、書面をも可^ニ差出一、尤カラフト島、南は日本、北之方並に中土之分は、多^ク魯西亞之所領に相成候に付、早々その取極致し度候。

川路の延
期説

一 被^ニ申聞^一候趣は、相分り候得共、我國封建之治メ故、右土地人民共、其大名え預^ケ被^レ置、其大名え申付、取調方爲^レ致ねばならぬ譯故、取調而已^ニも、餘程之年月を費すべく、既に返翰中にも三五年と申述る所なり。

露使急速
決定申出

一 三五年待居候事は、決して相成難し。其譯は右土地え遣置候人、追々右土地え居馴染、永住之心持にも成り、且我に従ふ者相増候は、土地も廣

まるべければ、其節に至り候ては、勢ひにおゐて、引拂候儀難^ニ相成一儀に可有^レ之候間、當節是非右之談判および歸帆之砌は、直に彼地え立越、於^ニ場所^一立會、諸事之規定取極、外國人窺^テ之心を斷ち可^レ申候。

左衛門尉
一 一同打合之上、挨拶及ぶべし。

露使二所
開港要求

一 追々申立候通、隣境を接し候事にて、御國地近邊度々通航をも致し候に付、薪水を取候爲に、御國地に我船入津之湊無^レ之候ては、差支候。其譯は密賣買之儀、我國嚴禁に有^レ之候處、所々え勝手に船を付候様に、必ず右之憂ひも有^レ之譯に付、右之湊、江戸近海にて、壹ヶ所、蝦夷地近海にて壹ヶ所取極有^レ之度、長崎は廻り路にて不都合故、不^レ好候。此答後會に承^レ度候。

左衛門尉
第十七章 九三 第一回の談判 (四)

談判覺書の事

一 其節可レ及ニ論判一候
使節

一 右湊之儀、蝦夷之内にて一ヶ所、松前邊にて一ヶ所は、早速取極無レ之而は、軍船商賣船等度々致ニ往來一候處、差支に相成候間、吳々も早々相定度候。右等委細之儀は、明後廿二日、猶可レ及ニ御談判一、尤御懸合之際通辯之相違有レ之候ては事を誤可レ申に付、手覺書致し置、及ニ御談判一候積、御挨拶も書付に致し被置候様に致し度候。左衛門尉

我が受身の態度

一 心得候
以上にて、第一回の談判は了つた。此の問答を見れば、兎角日本側は受身にて、何事も申し譯やら、辯解やらにて、露國の方は、攻勢を取りて、歩一歩、我に向て迫り來りつゝある態度が分明だ。されど筒井にせよ、特に川路にせよ、當時に於ては、得らる可き最善の談判委員であつたであらう。

【九四】第二回の談判 (一)

第二回談判開始

十二月(嘉永六年)二十二日、第二回の談判は開かれた。川路の日記に曰く
今日七ツ半(午後五時)時まで、及ニ議論。魯人大に窮し候而、來る廿五日までの日延相願たれども不ニ承。届、明後廿四日可ニ能出一旨申遣し候。されども甚六ヶ敷事共を申候而、一時のかた附無ニ覺束一、尤カラフトは、書面迄可ニ差出一旨申立る。

とある。其の談判筆記は、前日のものを繰り返したる點も少くないが、然も當時彼我の態度を察するには、最も重要な資料なれば、繁を厭はず、茲に掲ぐる

丑(嘉永六年)十二月廿二日對話

使節

一 一昨日(参照 九〇—九三)之御挨拶 承 度 候。

第十七章 九四 第二回の談判 (一)

樺太守兵
撤退の事

左衛門尉

一 カラフトを半分に分分、貴國より被差置候軍卒守兵は、境界相分次第可被引拂との儀に於ては、一昨日被申聞候通に可有之、エトロフ之儀は、其砌申述ル通に而、存寄も有之の間敷候。

使節

一 カラフト之儀は、一昨日申述候通守兵は外國人之窺察を絶んが爲にし、日本所領え對し手出致候儀には無之候間、談判次第、右守兵速に引拂はすべし。

左衛門尉

五十度線
境に就き

一 カラフト境界五十度以上之處を以、半島に引分候積候哉、此心得承度候し。

使節

一 日本之人住居致し候場所は勿論、日本之役人衆被相越候場所は、中

中以我國之所領とは不存候。

左衛門尉

一 我國之者住居、又は往來致し來候と計にては不慥に候。昔我國人全島をも見廻り、且度々アンモル河(黒龍江)邊えも往來致し、其餘漁業に付ては、海邊何れ之地えも罷越事故、其境儘ならずしては、追て争論之基とも可相成に付、夫等之心得方得と承たし。

使節

一 カラフト島アニワ港へ近頃我國之者罷越及見候處、日本之人纔二十人程住居致し居、右場所は、尤外國にて相伺候様子も相見、甚掛念に存ずるに付、我國より防守として軍卒差遣置候儀に有之、日本所領に相違無之趣相分候は、早々引拂はすべし。乍去兼ても申候通、其所に居馴染候様相成候ては、容易爲三引拂一候儀も難相成一勢に至候事故、急速之取極を希ふ所なり。

アニワ港
に就き

日本國人に就き

左衛門尉

一 被ニ申聞一趣、尤之儀に付、某等に於ては、飛立程にも存ずるなれ共、右は京師え奏聞を経、其地の大名え申付取調方爲レ致候儀等に、彼是三五年の時月も可レ懸と存候。扱我國人大半は、西洋諸國之事體に不通、西洋之人といへば、虎か熊(一本には鬼かばけ物とある)之様に存じ(一本には忌嫌とある)候者而已多く、扱々困り候事に候。我等杯は素より西洋學をも心掛居、決して右様には無レ之儀をも、相辨居なれ共、某等兩人(筒井と川路)の口を以、衆人の惑をば解難き事に付、貴國今度之仕向方に寄、貴邦は信義之國なる譯も、國人心付へき所なれば、使節實義之所置有レ之度存ずる所なり。

露使概略決定を欲す

一 境界巨細之處は、其場所之大名並官府之役人中立合御取調之上に無レ之は難ニ相整一儀勿論に可レ有レ之候得共、概略之規定取極不レ申候ては、衛卒之進退にも拘り、難ニ捨置一筋に付、何れにも此所に於て、荒増之取極は致置、

川路取調を約す

左衛門尉

貴國之來春二三月頃、双方場所え立會之上、取調方致すべし。

一 尤之事なれども、右土地は、某等素より不レ存所なれば、如何んとも論判難レ致次第有レ之、挨拶にも難レ及候。尤半分に引分候積、被ニ申聞一儀に付、右心得にて取調方致さすべし。併右は全我等之了簡迄にて、素より政府之差圖には無レ之候間、追て取調之上は、如何様之挨拶可ニ相成一哉は難レ計候。使節

露使主張

釋太石炭山の事

一 近來我國之者差遣、全島爲ニ見廻候處、日本の人は總計、南岸之地に住居致候迄に付、半島とも難レ申、其上島之中央より日本之方に當り、新たに石炭山を開き候事故、右場所は素より日本之人不レ居所故、旁過半は魯西亞所領と心得居候。

第十七章 九四 第二回の談判 (一)

〔朱書〕本文之通、石炭山有レ之候儀を曾て不ニ承及一候處、既魯西亞人見出、相開候程之儀にて、右之様子にては、エトロフ島之儀も、如何

相成居候哉、掛念仕候。松前伊豆守領分と相成候ては、公儀御用地之節と違ひ、案外なる事共杯可有之も難計と深心配仕候儀に御座候。〔按ずるに此の朱書は筒井川路等が、此の談判顛末を老中へ報告するに際し、其の所見を添へたものであらう。〕

境目度敷の事

左衛門尉

一 度敷何程迄之所を、所領と被心得候哉。

使節

一 度敷之儀は、口上にては難申述、地圖を以取極候は、相分可申、尤境目巨細之儀は、其場所に於て、不紛様、證據を立取極可申候。樺太境界論に於ては、我は全く受太刀の姿であつた。然も其の現状さへも我は詳悉し居らず、彼の言にて、新事實を知りたる程なれば、我の不覺以て察す可しである。

刀全く受太

【九五】 第二回の談判 (二)

左衛門尉

一 返翰中に書載候通、即今之取極は逆も難致、尤證據を以境界取極度との儀は、則圖籍を按ずる之譯に付、同意に存するなり。此處能く被聞候へ。某等身分にては、供之者をも多く召連候事故、此處より江戸へ歸るにも、六十日程之日合も相懸り、且江戸よりカラフト迄罷越候には、尤に倍し候、多く之日數も相懸る事故、中々以早速之間には合ひがたく、尤見分之者をば、自分共歸府之上は、差急ぎ、夫々之手數を經、其模様を寄、急ぎ可差遣一哉にも候得共、右之通軍卒等被差置、嚴重守備被致場所え、我國之者差遣候は、必定爭論をも起し可申敷。右にて兩國之爭端を開き候様之儀有之候ては、折角之談判も無詮事に相成可申、此儀使節にあつては、如何被心得候哉。且又我等共罷越候節は、猶更日數も相懸

我が境取の理由

取調委員の恐

其の旅館之手當等をも、新たに致し候儀に付、容易之譯には無之、是我等が僞ならぬ事、推て知るべし。

右に就き
露使の辭

一 貴國より御見分之者被ニ差遣一候節之御心遣ひは、御尤に候。我等此地え召連候蒸氣船、彼地え差遣し候には、日數十日に可至、外船にても二十日には到着可ニ相成一候間、右之趣は、彼地え差遣置候役人え早々申遣、貴國御見分之者え對し、決して手出等不致様、急度申付可置候間、聊右等之御懸念には不及候。

番付請求

一 かく及ニ對話一候上は、使節其外異心無之趣、明白に相分候得共、我國之役人差遣、日本流之武士氣質を出し、其邊立廻らせ候は、如何様之間違可有之哉も難計、左候得ば、使節之實義も空敷相成可申候間、右等之懸念無之爲、態と小人數にて可ニ差遣と存ずるなり。右差遣候者之

小人數
遣の儀

安心之爲、且は争端を防候爲にも相成候間、使節より書付等差出置候様致度候。

使節

一 兼而彼地え差遣候者には、貴國之人え對、聊無禮無之様嚴重申付置候事に付、懸念被存候儀は、毛頭有之間敷候へ共、御好に候は、如何様之書付をも可ニ差出一候。

左衛門尉

一 小人數にて差遣候は、争端を引出さん事を慮る所以なり。尤是は一ト通見分迄にて、境界取極め之使にては無之間、其段も兼て被ニ心得べし。

使節

一 承り候。右島之儀、追て境定之節に至、證據さへ有之候は、夫丈けは、いくらも貴國え相返シ可申、且守兵差置候段も、右場所を取候譯には無之候間、吳々右之趣に可被存候。

露提據界の事

一 エトロフ之儀、元來魯西亞人而已住居致候處、其後に至、日本之者罷越住居致し、當節にては、魯西亞人と日本人と半ツ、住居いたし候間、是又半島を分ち境を定可申哉。

(朱書) 本文之通、魯西亞人申立候得共、信用難レ成儀に付、右に不レ拘談判は仕候得共、エトロフ島逆も、場廣之儀、松前伊豆守方にて見廻方不行届、魯西亞人共住居之儀を不ニ相辨儀可レ有レ之哉も難レ計と奉レ存候。

左衛門尉

一 夫は心得違と存候。一體蝦夷千島之儀は、我國古記録にも相見、其上エトロフは、斷然當時我國之所領之處、右様不レ筋之儀被ニ申出候ては、逆も談合も取扱も難ニ相成、此上は談判は無レ詮事なるべし。

川路等の懸念

惟ふに朱書にもある通り、エトロフ島の事を持ち出されたのは、川路等に取りても、全く意外であつたらう。乃ち彼は、外豪語をなしつゝも、内實は露使の

川路の主張

申す如き事實あるも料り難しと、掛念したのであらう。

使節

露提住民の事

一 當時エトロフには、あいの計住居致し、日本人住居不レ致様に相見候。左衛門尉
一 あいのは、蝦夷人之事にて、蝦夷は日本所屬之人民なれば、あいの居候處は、則日本所領に候。

露使申分の有利

あいのエトロフ之内、諸方に住居致し候内、魯西亞に屬し候者も、日本に屬し候者も有レ之。同島北之方-あいののは、魯西亞支配にして、日本之所屬にあらず。此を取極度存ずる所なり。
事實は寧ろ露使の申分が有利である。然も彼は實際の見聞に原さ、我は凡上の空論を以てす。其の論鋒の利鈍は、言はずして知る可しである。

【九六】第二回の談判 (三)

左衛門尉

川路本領
主の目張

一 右は若ウルツブ島之間違には無之哉。エトロフに候はゞ、挨拶にも難
及事也。同島我國之所領なる事、斷然疑もなき處。右様之議論有之候て
は、其餘之談合難ニ相成、貴國ゴロウインは、全私之事之由に被レ申候得共、
既我國之高田屋嘉兵衛と申者を捕、カムシヤツカえ連參候程之事故、強而
私之事とも難レ申歟。

使節

一 ゴロウインは、境界を定候使には無之、測量之爲、政府より差遣
し候所なり。

左衛門尉

一 エトロフ境界之儀に付ては、文化年中、爲取替之書付も出來致し候處

貴國より受取之者、不レ被ニ差越一故、夫切りに相成たり。此一條に付、段々
被ニ申聞一趣、畢竟不筋之申分には有レ之間敷哉。一體貴國には、兩國之民之
爭論を慮られ、態々使節被ニ差越一候に付、我等不肖ながら命を受けて、品々
穩之懸合にも及び候處、右様不法之申分有レ之候ては、談合難レ及候。

使節

此所得と勘考あるべし。

一 右境界之儀は、御論に寄、猶勘辨之上、後會に可ニ申述、貳ヶ所之湊を開
候儀、江戸近海にて萬一差支候はゞ、大坂にて相開度候。壹ヶ所は
松前又は箱館地方にて可レ然候。

〔朱書〕大坂に於て湊を開き度との語意勘辨仕候處、同所之地形等も得
と相辨へ居、兼て心懸居様子も相見候間、右御用心有レ之候方哉と奉
レ存候。

此れは川路等が、當局者に向て、注意の朱書だ。果して大阪の開港は一轉して、

露使大阪
張港を主

露使急速
決定主張

兵庫開港の問題となり、幕府の終期までも、面倒の大問題を惹起した。

一 通商許允に數年を経候との儀、決して左様之筋は無レ之筈に候。尤巨細之取極には、時月をも費し候儀、勿論に候得共、假に取極方致し候迄は、只今にても相成可レ申候。

一 貳ヶ所湊之儀も、取極無レ之ては、薪水食料乞候爲め、御國地諸所へ滯船致し、其所之煩勞をも生じ候は勿論、密賣買之思も、出來致し可レ申候間、早々取極有レ之度候。

左衛門尉

川路依然
延期説

一 夫は氣之短き仕方と存候。追々申聞候通、彼カラフト之境界相定り候上は、互に人民往來をも可致、我國地境之續きたるは、貴國而已故、其節に至り候は、何と欺取計も可レ有レ之處、氣之短き所置有レ之候ては、可レ成事も却てならぬ様に可レ至候。

一 又一事申述候。今般貴國え我々重臣をして應接せしむる趣、イギリス、

露使通商
境界不可
分論

フランス等にて承り候は、必定種々之詰論をも生ずべけれ共、右等は隣接には無レ之故、一と通之取扱にて濟し置なり。只貴國に限り、手厚之御取扱も有レ之候儀、此處能々勘辨熟慮あるべし。

使節

一 御諭之趣は承知致し候。乍去通商並境界取極之ニヶ條連續致し不申候ては、難ニ相成譯有レ之、勿論成丈ヶ御政府之御趣意も承り可レ申候間、使節相願候條件も、成丈ヶ御立被下候様仕度候。

左衛門尉

川路尙延
期論

一 承り候。又一條申談する儀ありの通商之儀、魯西亞に限り候儀にも候は、兎も角も取扱方も可レ有レ之候得共、イギリス、フランス、アメリカ等よりも、同様之申立有レ之、其上魯西亞軍艦通航等之申立に寄、其申旨に隨ひ候様相聞候ては、右國々よりも同様之儀申懸るは必定之儀、其節挨拶方も無レ之差支に相成候。得と考へ見られよ。夫よりは穩に相待居候

川路亦能
く辯す

は、外國之響きも無之、全隣交之譯にて、別段之取扱にも可相成一哉も難計歟。
流石に川路も能く辯じてゐる。彼の目的は只だ延期にあつた。三五年の延期さへすれば、其後は兎も角にもとのことにて、専らそれにのみ力を竭した。而して此れが老中返翰の主なる目的であつた。

【九七】 第二回の談判 (四)

露使は更らに進んで、通商貿易が其國を利するも、決して害するなき旨を説きた。

露使通商
利益論

使節

一 御返翰にも有之候、通外國々より通商之儀申出候を、深く御懸念有之

由に候得共。此儀更に御厭ひ有之儀には無之、西洋諸州にては、通商を以其國を富し、候事は有之候得共、通商を以國を害し、候儀は不承、及一候其譯猶申述べし。
左衛門尉

川路反對

一 先づ我等一言申聞度儀有之、我國は西洋諸國と違ひ、自國之者外邦え到候儀は無之、坐して外邦之船之到るを待故、異國通商は國之痛に相成、益には相成不申、尤是は貴國え對し申述候には無之、自餘國々を以申所なり。

使節

一 通商利益之儀に付ては、色々之談話有之、商賣交易之道は、其國之直安之物を他邦え遣し、他邦之直安之物を持歸、自國にて貴く賣事に而、其利益不尠、我國カムシャツカは、鹽拂底にて高價故、他國之鹽を高價に買受候得共、其代りには直安之魚を遣し、候事に付、互之利潤とも相成事に候。

露使通商
利益論

川路の反對論

左衛門尉

一 右道理も可有之、乍去又一事之物語有之候。昨日某等に贈越されし品々杯は、好み之品故、寒氣を凌ぎ候衣に替ても買求度も存するなれども、右躰高價之品を以、財を費し候事は、扱々困り入候事と存候。

肥前守え燭臺付大姿鏡一ツ、切子菓子入一對、女日傘一ツ。左衛門尉え星學用置時計一ツ、黄硝子大菓子入一ツ、女日傘一ツ。土佐守え金縁角鏡一ツ、盆付銘酒器一組、瓶貳ツ、コツブ貳ツ、女日傘一ツ。中村爲彌え置時計一ツ、花瓶一對、菊池大助え百合形硝子鏡一ツ、銘酒器一揃、此以下えは贈物は無之候。

ギヤマンの効能

使節

一 昨日差進候品之儀に付、右様之御挨拶承り、面目に存候。扱交易品物之儀、山丹之地は、良材多ク、直段格別安事、貴國之紙、魯西亞之ギヤマン之下直なるが如し。一事を申候得ば、貴國にて障子に紙を用、紙は

直安故便利之様にも相聞候得共、損じ易く、ギヤマンは、手重之品に候得共、保宜故、畢竟ギヤマンを用候方益あり。此外右様之品數々有べし。左衛門尉

一 是一理とも可レ申歟。

露使又急求む

露使献上

一 扱御論に、追て境界を定候時に至り候ては、互に睨合ても居れぬ故、遂に親しく可ニ相成と御申に候得共、既に今日簡様に及ニ御對話一候も、畢竟隣國之好を以、かゝる御取扱にも相成候儀に有之候。左候時は所願之條々追て之事に不被致、早々御取扱被下候は、於ニ政府も難有存べし。

一 猶申立度存ずる條々は書面を以、申述べし。

尙ほ露使は、將軍へ左の如き献上物を差出した。

當國使節之者、先格に見合、本國之土産持越し候を、恭しく貴國之大君主え献上仕度候故、何卒兩所之重き御役人御受取、江戸表え被ニ差送一、名代

に大君主之御前へ御献上被下度相願候。返々も御恩待にて、枉て御受納之程奉願候。

献上物目錄

- 四角之大鏡一面
- 姿見鏡三枚續之物一座
- 外廻り金流置時計一座
- 大花毛氈一枚
- 小花毛氈一枚
- 桃色ギヤマンの花瓶二座
- 金絲織之錦二疋
- 以上

談判は尙ほ爾後までも、持續した。

十二月二十二日差出布恬廷款待謝禮の狀和解

十二月廿二日獻賁物仕候節、相添差出候書面、是は入用無レ之書に付、進達も不レ致、海防掛御目付衆へも未差出不レ申候事。

貴國の大君主より、拙者共え厚御恩待被成下、種々結構之御品を賜り、又御料理をも被下置候儀、於三筋合御禮可ニ申上二管に候。夫故兩所之重き御役人江、右御禮を御取次被ニ仰立一被下度奉レ願候。尤拙者儀も、本國十君主之待わび居る所江可ニ申立候。寂早貴國に而、異人御扱右様御手厚之段、及ニ承知候は、定而満悦可レ致儀と被レ察候。將又重き御役人方御來會、叮嚀に被ニ取扱、御實意に被レ爲レ在候儀も於三筋合御禮可ニ申述二譯に付、因而御用懸兩所之重き御役人江及ニ御懸合候。(時局對話)

【九八】ボシエットの書翰

露國使節は、其の和蘭語通譯海軍中佐ボシエットの名を以て、十二月廿日附に

て、二十三日を以て、左の書翰を提出した。

日本政府重御役人様方へ

書翰本文

第一 ガラーフ(官名)案するに伯爵)ネスセルローデ(人名)案するに露國首相)の書翰御答之漢文中に、日本當時之振合にては、舊法に歸著難レ成ト之儀に有レ之候。爰ヲ以使節辨知仕候は、日本政府彼是にて、外國通商御禁止之法律難レ存、依レ之日本政府魯西亞國との貿易御差許に相成、尤其始起、格別御差延之儀に有レ之候。隨て使節相願候は、日本重御役人方、此義書面に御取究相成度候。

境界取定の事

第二 日本政府エトロフ島所領之儀、分明に有レ之候哉。此島往時初て魯西亞人見出し、千島之全州魯西亞國所屬に有レ之候。第三 カラフト島は、アイノ人住地にて、其南方は總之日本人住居いたし候。近來アニハ魯西亞人巡行之時、日本人只二拾人見受候。此人民守護之爲、且魯西亞人と日本人之間に、外民之住居を防候爲、此南方を魯西亞人領知

いたし候。

當節之御取扱中、境界何之地迄日本所屬に候哉、御定に相成、追ては其土地に双方より吏役差遣し、見分可ニ相成候。右振合を以て、カラフト島、魯西亞國と日本之界相立、日本之地に魯西亞之人民住居有レ之候時は、引退候様可致候。尤此住民繁蔓いたし境界之取究、延引致候に隨ひ、其儀六ヶ敷相成候。

暫定開港要求

第四 通商一件御評定に付ては、御政府數多之年月相掛候趣に候。通商規定巨細御取極之儀は、極て多分之時日可ニ相掛候。然るに右諸事前廣御差極之儀は、急度難ニ相成候。是等之儀は、練磨に相拘候。依て日本政府此多分之年月を以て、其事を御差延、其儘御拾置之思召に無レ之、實以御取扱之儀に候はゞ、外民通商之一件、分明に御差極可然候。先御試として、我等之船々之爲、湊一二ヶ所、當座之規定にて御開、追て事治定之上、御改革可然候。

續港の不利益

右に付二港御開之儀肝要に候。其一港は江戸近方に於て、日本政府と之駈引辨利之處、今一港は松前島に於て、魯西亞所領近邊に可然候。但此港は通商且商船軍艦之爲必要に候。

右に付、何等之御推辭可有之哉。當時大洋航通、魯西亞軍艦之外、カラフト島え出張、一手之海軍、其餘商船共近海往來いたし候。若是等之爲、港御定不相成候時は、軍艦諸港に修理、薪水食料之爲、輻來候。尙商船は品物を賣買致し、御嚴禁有之候共、密買難制可相成候。

右に付、當節二港御差免、交易之品物持渡候義、不可然候哉。第一右様聊之商法は、此度御取極可相成廉に有之、此義は差たる事にも無之候。尤通商一體之儀は、追々御取極可相成候。曆數千八百五十四年第一月(魯西亞六月、和蘭十八日)(嘉永六年十二月二十日)長崎において、使節之命に依て名前相記候。

船將次官

川路の右書翰受取

以上の書翰は、露使側の申分の要領を盡してゐる。而して此の書翰に就て、川路の日記には、左の如く誌してある。

ホスシエト(人名)

廿三日、晴、宅(長崎に於ける川路の寓所)にて寄合いたす。魯人より書面差出す。昨日之こと、みな破談同前なり。其情、公事出入と少もかはらず。昨日屢詞屈たる故なるべしと人々笑なり。

川路等の功勞

川路は此の如く、自分等の理窟もて、露使を屈したりと書くも、露使側に於ては、却て其の反對に考へたであらう。何れにしても事實と道理とは、露使側に強く且つ多く、川路等の方に少く且つ弱くあつた。それを兎や角大なる破綻を生ぜず、大なる襤褸を出さずして、其の談判を繼續したる所に、川路等の功と勞とは存してゐる。

第十八章 日露代表者の談判 (二)

【九九】 第三回の談判 (一)

第三回會
談判始

十二月廿四日には、茲に第三回の談判が始つた。それに就て川路聖謨は、斯く記してゐる。

廿四日晴、西御役所にて、魯人と正五時(午前八時)揃にて、對話いたす。魯人辭屈し候て、いろく通れ辭を申、日延之義申立候。明日之義は、用捨申聞候て、日延、明後日九ツ時(正午)罷出度申之に付承置候。此にて見れば、如何にも筒井、川路等が露使をやり捲つた様だが、事實果して如何。請ふ左の筆記に徴して之を判斷せよ。

十二月廿四日對話
肥前守

廿三日書
簡の駁論

一 今日も被罷出御太儀に候。昨廿三日、書面を以被申立候趣、一覽致し候處。(參照 九八) 兎角書翰の意味了解されぬこと、相見候。一體貴國より申越る趣は、無餘儀譯有之故、追て挨拶に及候積り、尤其書の不盡處は、某等承りて談判致す儀に付、返翰之意味了解あらば、兎角之申立は有之間敷處、再應被申聞候趣も有之候は、返翰之趣意全了解無之故と存候。古例を取りて、今事を律することあたはずと申語なども、能讀候得ば、被申聞候通りには不相成候。返翰之意味は、如何様會得被致候哉、一と通承度候。

露使辯解

一 御返翰寫蘭文譯をも御渡之處、辭には少々之異同も有之候得共、彼是を合考致し、其意を解し得候間、昨日之書面差出し候儀に候。

一 全文を解し得候は、昨日之如き書面は難ニ差出一儀に可有之候。詰り

川路又延
期論

露使急理
請求の由

候處 返翰之趣意、昔と今と時勢は違ひ候得共、取調方手間取事故、無二餘儀一其意を申述る所にして、既に是迄左衛門尉より度々如申聞一候。某等此地に来て、使節と及ニ對話一趣意を辨兼られしと相見候。

一 使節に於て、急がれ候は、尤之儀にて、此方にも早く事を決著致度存ずることは同様に候得ども、左様には難ニ相成ニ子細有之候故、相待候様にと申事に候。扱我々不審敷存る儀あり。物語致すべし。貴國コロウイン我邊疆に至りしより既に五十年に至り、貴國之人我エトロフ島え來り、シヤナ之會所を亂妨致候。よりも五十年に相成候。右様五十年餘之時月絶て音沙汰もなく、氣を長く致し被居候。國に有ながら、此度渡來申立之廉々急速に調へねばならぬなど被申候儀、何分合點不參候。

一 此節之時勢五十年前の如くに候は、急ぎ候儀も無之候處、當今難ニ

延置二次第有之、不レ得ニ止事一急ぎ事を計る所にして、餘之譯あるにあらず。先蒸氣船を以、御勘辨あるべし。右船發明以來常船の三分一餘之迅速を得るは、是世界之一變に候。近來日本沿海異國船往來之繁さを以ても推察有べし。遠路も近く、世界もせばまり候。道理にて、事を難レ延時世と存候。此上政府書翰之儀に付、追々申述候儀有之候。御聞可レ被成候。一 何事をも相待候様御申聞、延被置候様にては、其内追々外國之者も渡來致し、色々申候儀可有之候。然る時は、猶更御煩敷事出來可レ致と存候。

左衛門尉
一 兎角返翰之趣意解違ひ等有之候ては、不ニ容易一儀、殊に諸事之論判も難ニ出來一候間、先一と通り返翰之意味會得被致候處、承り度候。

使節
一再應 及ニ熟覽一候處、漢文之意味にては、御返翰に認め無之事は、各

日本返簡
就の意味に

方御差越、此地に於て御取扱被下候儀と存候。然るを御返翰外之儀は、御取扱不ニ相成一様に被ニ御申聞一候ては、少々趣意違ひ候儀と存候。左衛門尉

一 返翰之趣意に違ひ候事決て無之候。某等命を受、來て書翰に不盡所を申述る所にして、書外之意に涉るべきにあらず。老中よりの返翰は、則上意を受て認し處に候。命を受て其事を取扱ふ人臣の場合、聊たりとも其事を違て可ニ相濟一哉、使節之身に取りても熟考可レ有筈なり。

川路は最も善く辯じてゐる。されど書翰其物の意味が、頗る曖昧の點ありて、露使が此に就て彼是疑惑を生じ來つたのは、寧ろ當然と云はねばなるまじ。

日本返簡の曖昧

【100】第三回の談判(二)

使節

露使又急進論

一 昨日委細書面を以(參照 九八)心得方申立候處、右之御答は無之、只御返翰之趣意のみ御諭しに候得共、一體五十年前と即今と、時勢之違有之、取急ぎ候事に候。先我國書翰之意味、得と不ニ申述一候ては、趣意不ニ相分一候間、先可ニ申述一候。

左衛門尉

一 可レ承 候。

使節

露使國書說明

一 貴國二百年來外國之交りを絶、獨國を鎖して海外に獨立せられ候故、異國之事體に通じ給はず、隨て武備も弛み候様に相見候處、外國は追々相開け、武事鍛鍊致し、軍陣戰鬪之器械悉く精利を極、航海之術は勿論、船製作等巧妙を極候故、先一事船之上に而申候へば、貴國之船數十艘有之候共、異國軍艦壹艘には難レ對、且貴國沿海之御固に至りては、砲臺其外

之御警衛向、長崎湊を以、第一嚴重之所と被_レ致候。由に及_レ承候處、今般一見致し候へば、フレカト船を以押破らん、聊難事可有之とも不_レ相見、其餘太平打續、全國御武備御手薄にて、甚以懸念仕る所に候。依ては都ての軍器等西洋風に被_レ爲_レ倣武事専ら御修飾無_レ之ては、難_レ相叶一時勢に有_レ之、吾國海外に於て、餘り負をば取不_レ申國柄にて、既に貴國と隣接と相成候間、萬一之節は、互に助勢致候積り、我主之願ひ存ずる所に候。

一 只今申上候儀詰ル處兩國之和親を存候に付、心底を不_レ殘、有_レ之儘に申上候事に候。尤右之趣書面に致し可_レ差出一候。是より以來日本國之御武威彌盛に相成、魯西亞國も同様にて、互に和親致し、未永く兩國之安穩ならん事、深く希ふ所に候。右書面御熟覽之上、御挨拶承度候。

左衛門尉
一 承り候。書面一覽、勘辨之上追て可_レ及_レ挨拶一候。

使節

一 近來蒸氣船發明致候後、世界之模様一變致し候。右船は風之順逆に不拘、迅速に海上往來致し、たとへば外國にて、順風三四日路之處は、蒸氣船は逆風にて、右日合を以通船相成、辨利に付、此頃諸國にて常船蒸氣船等分に打立候様に相成候。是を以_レ懸隔候國々も、互に近く相成候儀を考へ給ふべし。世界之國々互に近く相成、異國之船々往來繁_レ相成候に付ては、薪水食料を求め候爲、是非御國地へ立入可_レ申、且石炭は蒸氣船必用之品に付、是又御國地に於て求め候はねば難_レ相叶一候。扱又軍陣之器械古に引競候ては、逐々精密辨利を極候様に相成候。貴國にも御備無_レ之ては難_レ相成一時世に付、御入用にも候は、蒸氣船軍船は勿論、大砲其外之軍器いくらも差上可_レ申候。

左衛門尉
一 心得候。右は政府之指揮に可_レ有_レ之事に付、只今何共難_レ及_レ挨拶一候。

使節

一 此度格別之御取扱有之候段難有奉存候。乍去御禮遇許にて、實事無之候ては、迷惑仕候間、申立之事柄す、み行候様懇願致候。

左衛門尉

川路尙々
延期説

一 尤には候へ共、右様被ニ差急候様には參間敷候。尤貴國之仕向方に寄、我國之打和らぎ候事も可有候。又仕向方に寄、我國之志を一致にし、命を捨て働き候様相成候ては、使節之功も空敷可ニ相成候間、此處篤と熟考有へし。

川路等感
動したり
や否や

流石の辛抱強きブチャーチンも、此處に至りて、愈よ其の本色を發揮し來つた。彼の言々説々、悉く日本の現状を洞見し、其の弱點を指摘して剩す所がない。斯る當面露骨の直言を聞きては、筒井、川路等は坐に堪へざる可き筈なるに、左程感動したる模様談判筆記の上に見えざるは、聊か訝しき次第と云は

ねばならぬ。此れは果して實際感動しなかつた乎、或は感動しても、それを抑制して、強ひて無頓著の風に装うたる乎。

【101】 第三回の談判 (三)

使節

境界決定
急要の理
由

一 御國と魯西亞との間柄陸敷、永世斷絶する事なく、兩國之民人安穩無事に有之候儀肝要に候。扱通商御免し港御開き等之儀、睨と御定相成、右に付運上其外之儀迄御取扱有之候は、何様時月を経候上に無之候ては、難ニ相整儀に可有之候へ共、何れ之港に於て、交易御免に可ニ相成と申程之儀は、只今にても御挨拶出來可致候。右様造作もなき事迄も、彼是と御申分可有之候様にては、此上兩國之親睦も無ニ覺束、其上北地境界之儀は、追々申立

來春者不
測

候通時月を經、我國之者、右土地へ居馴染候様相成候ては、逆も爲引拂候儀難ニ相成一場合に至り、必定貴國と争端に及び候様可ニ相成一候間、何れにも來春は、御立合にて取極方致度候。

左衛門尉

一 貴國之者は、測量功者之由に付、使節其外も鍛鍊に可有之候處、我國之路程を量り見られよ。如何様に致し候へば、來春迄にカラフトえ到着可ニ相成一哉。

使節

使の汽
船提供

一 御兩使御直に御出無之、御支配向之衆被ニ差遣一候儀に候はば、蒸氣船え御乗込可有之、若又御直に御越之儀に候はば、フレカト船可ニ差出一候。併し外國之船え御乗入難ニ相成一御法にも候はば、御國之船え御乗組可被成候。蒸氣船を以、右船を引參候はば、海上聊御懸念之筋もなく、速に彼地え到着可ニ相成一候。

境界決定
す群議を要

左衛門尉

一 至極之被ニ申聞一方に候得共、國法に於て、左様之儀は難ニ相成一候。

使節

一 右之趣御政府へ御伺有之候はば、御法御改にて、必御許允も可有之哉と存候。

左衛門尉

一 夫等之事は、政府え申立候ても、決して難ニ相整一事に候。且境界之儀は、京師へ奏し、侯伯えも告、群議之上に無之ては、難ニ相成一事柄に候。

使節

一 境界御取極方延々に相成候様にては、追々申述候通、取極方六ヶ敷事に可ニ相成一候。此儀兼て御承知可有之候。

左衛門尉

一 申立候趣に付、種々勘辨致し候へ共、此地の取計には難レ致、歸府之

上、品々手數を経候上、取計候事に付、夫迄之處は、貴國にて、如何様
にても押被置候様致し度候。

使節

一 書翰之意は、今日にて相分り候。扱御兩使は、重御役人之趣にて御越
に相成候處、是迄之御振合にては、何れ之事柄重御役人御差越之御趣意に相
當り可申哉。御挨拶承り度候。

左衛門尉

一 是迄我國外國へ對し、今般之如く、書翰之意迄面悉致し候儀無之候處
畢竟重役人を被遣候故、斯迄事を悉し候儀も出來候。

使節

一 此程御渡相成候御返翰之條件、一事も御取極無之候ては、歸國致候
儀難ニ相成、且政府に於ても、中々相當之御答とは存間敷候。

左衛門尉

手數煩多
我が國

一 種々之手數相懸り候は、素我國風にて、致方も無之候。返翰之儀も、
此方に於て盡し候丈は盡し候上之儀故、此上之致方は無之候。此處熟
察有べし。

使節

一 某心得には、此度御返翰御渡に付、態々御兩使御越相成候儀に付、御返
翰は其概略を御認、其餘は御兩使御取極有之候儀と存候。

左衛門尉

一 三五年待候様認候處、熟讀あるべし。

使節

一 三五年杯との御答方にては、某いつ迄も御國地を立去る儀難ニ相成候。其
段御心得あるべし。尤今日申立候次第は、猶書面を以可ニ申立候。

肥前守

一 申越る、趣、我國にて絶て存寄無之事に候はゞ、三五年をも不待、直に只

日本舊法
改定に難

決定せざ
れば歸國
し難し

今挨拶出来可申候。然るを相待候様に申進じ、待と申字には深き味之有レ之事、政府に於ても、色々評議有レ之候へ共、我國風意地強く、舊法を改候事は、容易に難致事故、種々勘辨を被レ致、返翰之通申進候儀に候を、更に無ニ貪著、彼是と被ニ申聞は無理なる事也。此處能々味ひて被レ見へし。

筒井川路
の受太刀

一 御教諭之趣、一と通承り候。猶書面を以、可ニ申立候。

以上の談判は、日本側の筆記なれば、其の大意に於ては、固より實際其儘なれども、言句の上には多少の斟酌ありて、成る可く彼我對談の權衡を保たしめんとしたものであらう。其例を擧ぐれば、「御教諭之趣」など云ふ言葉がそれだ。然も斯る斟酌を加へたるにも拘らず、露使の申分は、實に堂々としてゐる。而して筒井、川路の方は、云はゞ全く受太刀の方にて、如何にもしどろもどろである。されど當時に於ては、此の兩人杯が、日本に於て得らる可き最上の外交官であつた。彼等の此の如きは、彼等の罪でなく、當局者に確乎たる定見なき

が爲めであつた。

廿四日の會見

樽太境堺
見分委員
信符の事

日本國防
薄弱の事

廿四日にも、俄羅人上陸、西衙に詣り會談あり。此方よりサカレンへ人を遣はさるべきまゝ割符やうのものを造り出すべし。それを信として、義兵に示さざれば、彼必らず異議あるべしと云はる。いかにも然るべけれど、長崎より發航せば、蒸氣船ならば四五日、帆船船ならば十日餘にしてサカレンへ到るべければ、日本より差向けらるゝ兵の來るまでには、早く其兵を撤するやう、自ら號令すべし。又境を定むるには、延推を忌む。若し一年二年を経ば、植民次第に増長して兵を撤したがたかるべしと云ひぬ。又曰く、交易は大阪府若しくは江戸に近き一港、及び俄羅斯國境に近き松前箱館の邊にて一港を開き玉はんことを請ふ。因て又日本は二百年來他と交を絶しぬれば、諸學術總て拙劣にして、軍學も開けたる國々の比にあらず。臺場等も甚だ漏漏なり。長崎の如きは名港にて臺場の備尤嚴重と聞けども、それさへ洋艦一貳隻にてこれを襲はゞ打破ること容易なるべし。しかるに天下は方今蒸氣船出來し、以來天涯も比隣のごとく成行、南北極下極寒の地人の到るべからざる處を除く外は、尺地も明白ならざる所なきやう成行たれば、支那へ交易のため、米利堅西北岸カムサスカ(甘查甲)サンドウイス島より發する商船軍艦歳々數百隻、日本海岸並に其近地に往來し、或は日本海港に來るやう成行たるは、方今自然の形勢にて別に冠蓋の心あるにばあらず。皆切用の

露國との
交易の利
益

事ありて往來する者なり。しかるに舊法を守り、他を容れず。且漂客を惠む等の事なきときは、四方より開港を請ふ者踵を繼て來り、その中には、兵甲を用て開港を請ふものあらん時、日本にて防禦を爲すべき勝算ありと思はず。しかす我國と港を開き、交易したまはゞ、學術技藝は勿論、船舶軍學に至るまでおひくひらけ可申、況や貴國は國富人餘く智識聰惠におはしませば、他國に超べきこと疑なければ失禮を顧みず申上るなりと話し、尙此事は近日書記して呈すべしと申ける。晚四時後衙門を辭し船に歸る。(箕作阮甫西征紀行)

【1011】 第四回の談判 (一)

第四回談
判開始

十二月廿六日には、重ねて第四回の談判が開始せられた。川路の日記に曰く、廿六日雨、魯人と對話、此節は魯人僅に四人、並隨從官一人にて來る。帶劍のもの書記に一人有計なり。對話は日くれまでかゝる。又々魯人辭屈し

て、日延申立。云々。

と。然も其の筆記を見れば、未だ必らずしも魯人辭屈したりと見る可きではな
い様だ。

丑十二月廿六日對話

肥前守

- 一 今日烈風雨、途中難儀せられしなるべし。
- 一 昨廿四日、品々辯論も有之候得共、不_レ相決。右に付、尙被_二申聞_一儀あらば承るべし。(參照 九九—101)

使節

- 一 雨には馴_レ候故、難儀とも不_レ存候。各様此雨天に態々御出張御苦勞に存候。
- 一 追々申立候儀、書面に致し差出置候。右御挨拶書面にて承り度候。

露使書狀
にて返事
要求

一 兎角書面は廉立候もの故、書面を以て懸合一候ては、却て枝葉の論起り可レ調事も不調様にも可レ至候。尤追ては懸合の次第、書面にも可レ致なれども、穩に事を調へんと欲する故、未書面の掛合には不レ及なり。併被ニ申聞一候儀は、先口上にて申立らるべし。

使節

一 是迄申上候儀、定て御耳障り之儀も可レ有之と存候得共、夫にも無ニ貪著一書面に書綴り候儀に有之候。瑣末之儀は、如何様に致し候ても、大本之治定は、追て書面にて御懸合申度候。

左衛門尉

一 心得候。都て談判の際、少しの口上違は、其場にて申直しても可ニ事濟一候。書面に致し候ては、聊の事も聞取方に寄廉立、雙方の心底不ニ相通一送に立腹致す様にも可ニ相成、左様之儀有之候ては、不レ宜候間。一通りは口上にて承り候方宜敷候。

使節

一 我國所願之儀、御所置振は、五十年前我國の使節レサレト此地に來りし時と、格別之異同無之候處、此程御對話之節、肥前守様より待てといふには味のある事なれば、熟慮して可ニ相待、との御申諭有之、且御返翰にも古例を取て今事を律する事能はずと有之、旁御政府に於て只管古法をのみ御守相成候儀には無之、通信通商に御心の有之様にも相見へ候。肥前守様御申諭の廉々、御書付にて御貫申度候。

肥前守

一 此節に於て、兎角の答方六ヶ敷候故、待れよと申事にて、被ニ申立一候趣、絶て意なきにはあらず。此譯能々勘考あらば、合點も可レ參候。使節より追々被ニ申立一趣も、無ニ餘儀一相聞候間、追て兩人歸府之上、右始末具に老中へ申立、急度骨折可レ申候。

左衛門尉

一 只今被ニ申聞一候 丈は、随分書面に致し渡 候様にも可レ致、何れにも使節の面の潰れ 候様には致不レ申心得に有レ之 候。

一 世界の模様五十年前レサノフト 罷出 候節と違ひ、貴國にても、御心の無にあらざれば、前書申立 候書付、是非御貫 申度 候。

書付差出

一 承り届 候。

承購日敷

一 魯西亞所願之條件は、貴國に於て、諸役人諸大名等、衆議之上、御決之由に 候處、衆議有レ之 候 進、格別之時月を可レ 費筈は有レ之間敷、貴國之路程、遠國之大名にても、五十日程にて江府へ參著 可ニ相成一候間、大抵三ヶ月程も相掛り 候はゞ、御評議御決しに可ニ相成一候。

左衛門尉

使節面立

一 貴國之者は、沿海測量にも委敷山の處、右の路程は、何を以被レ積 候哉。大名役人往來は、交通とは違ひ、日敷相懸る事故、中々五十日位の日積にては、遠國より江戸え參著難ニ相成一事に 候。

一 五十日路とは、片道之積りに 候。某當地え罷出 候處、廿一日目にて、江戸表より御沙汰有レ之 候間、何事も此地より御伺ひ有レ之、江戸表にて御評議相成 候とも、直に相辨じ 候儀勿論にて、一體我國より申立 候儀は、貴國御大切の事柄に付、御打捨可レ被レ置筋には有レ之間敷 候。

一 尤之筋には 候得共、左様には難ニ相成一乍然此程得と及ニ評議にも一候處、取計方に寄ては、少しは使節の面を立遣し 候様、取計方も可レ有レ之 候。

一 拙者之面を起され候とは、速に事成就致候御取計有之儀と存候。

左衛門尉

一 追々使節と及ニ對談、使節格別之人物成事も相知れ、且各其主君の爲に、忠を盡さんと思ふ處は同じければ、國は違候得共、志に於ては兄弟の如く睦くも存ずる事に候。依ては申述度事、追々可ニ申談一候。

使節

一 速に承り度候し

談判は幾回繰り返しても、日本の方は、只だ當座の延期一點張りにて、毫も進捗す可き見込はなかつた。そは進捗せしめざるを以て、談判の本務となしたる爲めだ。然も筒井や川路も、辭令の上にては、隨分使節の面目を、丸潰しとせざらんとを勵めた。然もそれは全く辭令の上のみであつた。

只當座延
期一點張

【103】 第四回の談判 (二)

據堺見分
役人派遣

左衛門尉

一 いかにかに被レ急候共、一體之取極は、格別重き役人直に取扱事故、某等兩人に於ては、今般何共申難けれ共、某等支配下之役人を、此節陸地よりカラフト島へ遣し、見分爲レ致候はんか、尤境界を定むる事は、大切之事にて見分の役人の取極る事は難レ成候へども、右様にも致し候はゞ、被ニ申聞し事を、不ニ捨置、此節より急ぎ取掛る趣意に付、使節の面も少しは可ニ相立と存候儀に候。

使節

一 其通速に相成候儀は大慶に候。逆もの事に、右之御役人直に其所に於て、御取極有之候はゞ、某此處より直に彼地へ立越、御面會之上にて、取調方致すべし。左候へば再應無益之手數も不ニ相掛一便利に可レ有之候。

露使即刻
取極を求む

尤睨との御取極は、政府御所置之由に付、追ての事に被成候ても可然候。

左衛門尉

一 被二申聞一候如き、無造作之取計出來候位に候はゞ、面倒なる談合には不レ及事に候へども、右様には難レ致事故、彼是と申談する事に候。

使節

一 境界之儀は、表立候御事柄に付、御返翰有之候通り、京師へ奏し、侯伯え御告被成之事、勿論に可有之候。右之御役人より直に侯伯え御談相成候はゞ、如何様にも相辨可申候。

左衛門尉

一 國家之例格に於て、右様之取計は難出來、且又諸侯と役人との場合、右様には難ニ相成一事に候。

使節

急遽決定の困難

日本手数の繁多の事

一 御支配向之御役人可被差遣との由、御申聞有之候處、江戸表には、各様御同列之御役人衆も可有之候間、右之御方御越被成候はゞ、直に御取極も出來可致候。

左衛門尉

一 我國之事體を被辨不申故、左様之儀をも被申候。右は京師え奏聞を經、諸侯一統え相違候儀は勿論、其外品々之手數相懸り候事にて、老中衆只今此處え被ニ相越、直に談判被及候ても、品々之手數に時月を費し候儀は、矢張同様有之候間、返翰之趣意に違ひ、被ニ申聞一候如き取計は、決して難レ致候。

使節

一 御老中方御評議と有之候は、諸事御決定之時之儀に可有之候。彼場所え御役人被ニ差遣一候に何の六ヶ敷御評議可有之哉。

左衛門尉

一 隣國之境界を定むる事は、政事之上に於て、大切の事なれば、取調方甚六ヶ敷、容易には難參候。追々申談候返翰之意は、少しも動かし難く候に付、返翰の意は不動、使節の面を立遣し度存、種々勘辨之上、前文之通り及ニ談判候事に候を、猶品々と被ニ申聞候様に候は、逆も談判難レ整事に候し。

使節

一 見分之御役人被ニ差遣候ても、一と通見分而已にては、御評議之種には相成申間敷、雙方立合之上、巨細に場所之取調をも致候上、右之御役人御歸りにて、委細之始末御申上有之、其上にて御評議も出來可申と存候。左衛門尉

一 時宜に寄ては、右場所に相詰候貴國の者へ、心得方等相尋候儀も可有之候。双方心得違無之爲に付、先達而申談置候書付可被ニ差遣候。

使節

一 貴國の三月四月頃迄に、御役人御出役無之候は、我國より彼國え人民を植付可申、逆も際限も無相待候儀は難致候間、何れにも御役人被ニ差遣、早々御定可有之候。

左衛門尉

一 見分之役人境界を取極る事は、難ニ相成一段は、最前も委敷申聞候儀に有之候。扱々無理成事を被レ申候。一體アニワ港は、我國所領なること分明なる所、我國え、一應の斷りもなく、勝手に人を差渡し置候のみならず、右體無理なる事申掛候段、不ニ相濟一事に候。右心得にては逆も事は難レ整可有之に付、談判も無益に候。

使節

一 某申立之眼目は、事を速に致度と存ずる事に候間、御勘辨有之度候。

川路抗言

左衛門尉

一 是迄勘辨之上に勘辨を盡して追々申談候を、猶品々被ニ申聞一候は、詰ル所無益之事に候。此上勘辨致し方無レ之候間、其方に於て篤と勘辨可レ致候。

使節

一 貴國の所領え能越候由御談に候得共、カラフト島は、全野人の住居にして、寔と貴國所領と取極り候儀には無レ之候。然るを押立貴國所領と被ニ申聞一候は如何なる譯に候哉承り度候。

左衛門尉

一 全島之地形は某委敷不存所なれば、寔と難レ申といへども、アニワ港は、日本所屬之地たる事、我國の書籍は勿論、異邦之書にも往々相見、明白にして疑も無レ之故、前文之通、申談する事に候。尤全島悉く我國所領に無ニ相違一と申には無レ之候。

川路主要

筒井川路
全く受身

要するにカラフト島境界一件に付ても、我は全く受身の姿にて、彼は進攻の態度に出で、ゐる。然も川路等の弱點は、其のカラフトの實際に關する知識が甚だ乏しく、何等馮據とす可きものを握つて居ない事だ。併し右談判中、屢は出て来る、之を京師に奏し、之を侯伯に告ぐると云ふことは、詮議の長引く口實ばかりでなく、恐らくは當時の幕議が、此の如く定つてゐたからであらう。阿部正弘以下、筒井、川路の徒に至る迄、斯る重大事件は、少くとも斯る手續を取らざる必要あるものと認めてゐたのであらう。然も亦た他方に於て、責任回避の口實となつたのは、固より言ふ迄もない事であつた。

【一〇四】 第四回の談判 (三)

使節

露使亦境
場決定を
急ぐ

一 右境界之儀、追々申立候通、時日を移し候得ば、夫丈六ヶ敷事も出
來可致候間、何れにも早々御取極有之度、此處御勘考を願ふ所に候。

左衛門尉

一 今般使節之申立方に寄ては、我國之者、貴國を疑ひ居候心も解け可
レ申、然る時は、諸事の差支も無之様に相成、被レ待候時月之近く相成候
様にも可ニ相成一敷。

使節

露使亦和
親交易を
急ぐ

一 境界之儀は、先其通りに致し候ても、和親交易其外之儀、追々御申聞
之如く、いつ迄も御取極無之候ては、迷惑に候間、早々御取極有之度
候。

左衛門尉

一 返翰之意、更に難レ動候。尤薪水食料は、何れの船を不レ論遣し候事
故、夫等之儀は格別、和親交易等之儀は、如何様被ニ申聞候ても、相待候

様申聞候より外答方も無之候。

使節

一 申立置候ニヶ所之港を開き候儀、只今御挨拶難ニ相成一由。乍併
薪水食料丈ケは、何方に於ても被レ遣候由に候。就ては薪水食料同様に及ニ
迷惑候儀、此外にも有之候間、一兩日中、書面を以申立度候。

左衛門尉

一 書面一覽之上、可レ及ニ挨拶、扱カラフト之儀に付、追々申談置候處
一體我國之者は、船不功者にて、カラフトえ見分之者遣候ても、時節に
寄ては、歸り候儀も難ニ相成一次第にも可レ至に付、此儀急ぎ取極度候。

使節

一 右書面明日にても明後日にても持參差出可レ申、尤彼地へ相詰能在
候者へ遣候儀に付、本書はヲロシヤ語に認、和蘭語之譯文可ニ相添一候。
左衛門尉

露使迷惑
一件書狀
差出の儀

一 心得候。扱我國にては、今日十二月廿六日に相當り、最早年内は、明廿七日廿九日之外、對話可致日間無之、早春は賀日相續差支候間、明廿七日并廿九日の兩日とも可被能出一候。

一 書面取調方明日之間に合兼候間、可相成一は廿八日廿九日之内能出度、右書面は廿八日夕刻迄に可差出一候。

一 申立置候。船修覆之儀、如何相心得可申哉。

左衛門尉

一 左候は廿八日晝後可被能出一候。

一 船修覆之ケ條は、取調之上可及ニ挨拶一候。

一 異國之船、薪水食料乏絶及候時、御國地何れに於ても被下候儀、追て睨との御挨拶可有之趣に候處、右は價を以買入候様致度、御使節

薪水食料
買入の事

賞申候儀は難ニ相成一候。

左衛門尉

一 大本之趣意、評議の決するを待べしとの事に付、右様瑣末之處へ力を入れ論辯有之候には及間敷、我朝之人は、人の迷惑難儀を救ひ候て、禮物價等受取候儀は不致國風に候。

使節

一 西洋諸州の風儀、商賣船極困窮に及び、外邦にて救を請候儀稀に有之候得共、追て右國政府より返禮差遣候事にて、賞切と申事は、逆も難ニ相成、殊に軍船は、聊たり共、價を不出して、物を受候儀は、難ニ相成一規定に付、旁賞受候様には難致候。

肥前守

一 某假に貴國の人となりて考見候に、交易の願未不濟折柄、右様に彼是被申候様にては、薪水食料を受くるにさへ價を出さん杯申候儀、

賞受不能

取りも不直、交易の端緒を開き候事に候など、我國の人々の評論も可
有之歟。然る時は、却て交易の所願不成就の基にも可相成候間、此
所勘考ありて、彼是と辯論無之方可然候。

使節

一時之相場を以、其價を論じ候はゞ、商賣交易にも可相成候得共、縦令
ば薪は何斤にて價何程と申様に御極被置候はゞ、商賣共難申候。

肥前守

一 兎に角右様之事は、大事の前之小事と申すものに候へば、不
被論方可然候。

使節

一 扱乍序申上候は、上陸場所之儀に付、昨日御奉行様より被仰渡
有之候得共、右様にては、囚人同様之御取扱方にて、甚以安からざる
事に候。上陸の一條は、外御取扱振に違ひ、甚如何敷被存候間、此

上陸場所
の事

上御兩使之御取扱 希ふ所に候。

左衛門尉

一 此儀に付ては、種々子細有之候得共、最早薄暮にも至候間、明後日
面會之節、物語致へし。

使節

一 御兩使之御取扱は有がたく候得共、兎角御奉行様には、無禮の御取
扱有之候。

一 昨廿四日申上候儀、書面に認候間、御受取可被下候。

左衛門尉

一 受取候。諸事猶明後日可ニ申談候。

以上四回の談判を累ねたれども、殆んど雙方の申分に於て、何等接近したると
ころは見出さなかつた。云はゞ露國使節は、露國使節の言はんと欲する所を云
ひ、筒井、川路の兩人は又た兩人の言はんと欲する所を云ひ、互ひに銘々の意

數次談判
遂に接近

見を吐露したるに止つた。但だ日本側にて、カラフトに支配下の役人を派遣して、見分せしむるであらうと云うた丈けが、聊か具體的に近き箇條にして、其他には薪水食料窮乏の際には、何れの地にても給與して差支なしとの一點が、談判中露國使節の、握り得たる言句であつた。然も此れとても言葉の上のみにて、未だ確たる物とは思へなかつた。

第十九章 筒井川路と露使との覺書

【一〇五】露國使節の忠告書 (一)

露使意見
書提出
大なる藥
石の意見
書

露國使節は嘉永六年十二月廿四日附にて、廿六日對話の節、其の意見書を提出した。それには箕作阮甫と、長崎に於ける和蘭通詞等の譯と兩様ある。今ま茲には、箕作譯を採録する。此の意見書は、實に日本に取りて、大なる藥石であり、且つ大なる刺戟であるべきものだ。然も當時日本の談判委員たる筒井川路等は、果してその旨趣を十二分に諒會したる乎否乎。

俄羅斯國書翰一通

和解

箕作 阮甫
武田 斐三郎

日本形勢
危急の事

日本政堂の全權大臣筒井肥前守様、川路左衛門尉様に奉つる。

第十九章 一〇五 露國使節の忠告書 (一)

俄羅斯帝の全權官某已むを得ず、日本の全權兩君に對し、日本方今の如き政典に依りて、變化することなくば、其形勢至て危きよしを明白に告げ奉らんと欲す。其故は近二百年來、日本にて外藩(國)と交好するを禁せし間に、丕變せる諸國の形勢大に變化せるを以てなり。

全權官俄羅斯を懷ふ心を推して、忌諱する所なく、日本の爲に切須なる事情を述べんとす。

其理由

此の如く當面一棒、日本現状の甚だ危急なるを喝破し、而して後徐に其の理由を叙した。

三四十以前は、日本の政家(政治家)常に他國と隔絶するを望みしかども、當時に在ては、丕變せる一世界之諸國は、地理絶遠にして、且此地方の地理明かならず。四面に海あるを以て、外國人に對し、嚴酷之法制を施して、其正理を得ず。かく隔絶して、他と通せざる故を以て、外藩(外國)人も世界の僻遠なる地に到りて、期すべからざる利を謀る心なく、危難なる航海をなして、

航海交易の繁庶

無益に數月を費さんことを憚れり。

此の如く過去は、日本が外人を拒絶するばかりでなく、外人も亦た甚だ日本に來るを希はなかつた。

方今は其形勢全く古と異なり。聰慧の人物で、重切なる發明をなし、且學術工作皆全く備り、知識する所の曠域、乍ち大に開拓し、日用事務の内、就中航海交易の業、最繁庶となれり。水蒸の航海起るに及びて、隔遠なる地も縮みて近く、古へ數月を経ざれば、到ると能はざる地方も、今は數週にして達すべし。水蒸船は風の恬靜なる日も、停止する患なく、大風濤のため支へられず。通行すべからざる兩極下極寒の地を除く外は、世界中一所の探討せざる地なし。何の故を以、昔日に比すれば、近年は異船の日本港に到れる數増大したるや。又昔に比すれば毎年日本の洋面に航する船隻、何ぞ甚多きや。日本政家必ずこれを知らん。此等の船隻は、彼是の國人、害心を挾んで此地方に往來するには非ず。皆已むを得ざる切用の事あればなり。今は

支那に交易起り、亞米利加の西北岸に、互市を開き、且堪察加サドウス島（布哇）に於ても、交易盛なれば、其數十二十のみならず。百隻に及べる船舶毎年其地に往來すれば、其途中必ず日本諸島を過らざるを得ず。是れ日本は上に云へる數地の中間に在て、此より彼に航海する間、的當の憩所たるが故なり。

蒸氣船の發明以來、世界の交易便利に且つ頻繁となり、今や日本は世界貿易の通路に當つてゐるが爲めに、勢ひ日本には外船の到來す可き必然の理由ある所以を述べ。

日本開國の急要

數年前和蘭の政堂（府）好き思慮ありて、日本に方今の形勢に應じて、政律を改革すべき時節至れるよしを告ぐ。今は又他の諸國よりも日本政堂に其説を獻じ、爾後も屢々來て、日本と厚意の交を結び、風波を日本の港に避る事を許し給はんことを請ひ、又外國の如くに交易を許されんことを願ふものあらん。船舶頻りに來り請ふことあらんには、其交易を遂に開かざることを得

ざるべし。

日本政府も、已に舊律（法）に拘泥することは、なしがたきよしを略々了解し給ひ、且俄羅斯より希望せる事體と、此度上言せる善き思慮の證例をも熟く勘考したまひなば、速に外國との交通を開き、殊には俄羅斯國と交好を結び給はんと、全權大臣の望む所なり。

日本は和蘭の忠告を閉却して、其の好機を逸した。今日に於て諸外國の請要を聞かざらんとするも、到底開國は已む可らざる勢ひとなりぬ。此上は速に露國全權の希望に應じて、露國と親好を結ぶに若くはなし。此れが露使の明々白なる忠告だ。而して事實全く其通りだ。

【一〇六】露國使節の忠告書（二）

日本國法の缺點

漂著人の虐待

日本の國法に、善を盡さざると多くあるを省みたまふべし。譬へば難船に逢ひて困迫せる漂流人の本國に歸るとを禁ずる法の如きこれなり。他の諸國にては如し此き遭厄の徒を見るときは、深く其情を察し、これを保護して、夫々の扶助をなし、其本國に歸るべき所置をなすことなり。風波に逢て俄羅斯國の海岸に漂著せる日本人六名ありけるが、俄羅斯帝是を憐み、俄羅斯船に命じて、去年下田港に送りたり。其際兩國の所置相反するは如何ぞや。下田の縣令之を受取るを欲せず、威劫して其船を速に出帆せしめんとせり。漂民は、せめて本國の地にて死に就かんとを船將に請ひけるゆへ、上陸させられば、彼等其所にて囚に就くか、將た刑を受るを待つ體なりき。

異船非道取扱の件

又異國の船を種々の國法に準じ非道の取扱ひをなし、甚だしきは、近年までは日本海岸に到ることを許さず。若適々到れば、再び來ることを禁ずるの法

ものではなかつた。

律は、正理と云べからず。開けたる他の諸國にては、之に反して、總て正理に本づき、破船せるものあれば、破損を修繕すべき諸物を與へ、其徒を愛敬して、然るべき扶助をなし、之に因て愛敬を其本國に示すことなり。船の來ること愈多ければ、文物愈々備り、以て富を致すべく、國威も亦從て盛なり。産物を交易すれば、互に有用の諸物を得、人民富饒にして生營も十分なることを得るなり。平日交りを結び、且つ異國に使節を差遣しをけば、争端自ら開けず、互に親睦なることを得る也。如し此き法を行ふときは、其國平治にして、兩國共に安康なること極めて明白なり。

是亦た明白なる道理である。若し虚心にして之を讀まば、何人にも首肯するであらう。

日本舊法の要

上に云へるごとく、日本政府にても、今の形勢となりては、舊法に固著し難きことを自ら已に知り給へり。譬へば諸異國人且は日本海岸にて難船せる漂流人は、一生獄中に囚ふるごとき非道の法をも改革して、其本國に送り返す

べし。然らば如く此き其他の諸法律をも時代に協ひ、形勢に合へる法に變革を
なし得べきと明らかなり。況や日本の所謂舊法は今に及ては久しきに堪ふこ
と能はざればなり。

是亦た殆んど自明の理である。

日本領國
の損失

他國の交りを絶ちて、日本國何の利益ありしや。此間國內清治なりや否やは
知らざれども、如く此く屏營して、他の開けたる諸國と交りを絶ち、兩國の常
に清平にして騒争なからむことを望むは、是大なる惑なり。蓋し日本の外國
と交ることを欲せざるの志は、一切外國人の願を謝絶する第一策と思へる
妄見より生ずるなるべし。外國より此思願を達せんとするには、終には強て
之を請ひ、甚しきは兵器を操て劫かすに至るべきことを商量せずして之を
なすや。又其軍威を防ぐべき先見ありや、願くは是を聞かん。日本は全世界
に離れて孤立して、又其軍事に於ても、殊に極て拙劣なり。海岸の壘寨を一
望するに、砲術築城術に於ても、日本國にては、未拙きこと知るべし。

強制開國
を如何

開國の利
益如何

總て如く此き諸廠臺を打碎んには、外國の軍船少許にして足れり。且武器全
く備り、鍛鍊極て熟せる外國船を以て、日本の軍船を奪ひ取り、或はこれを
打碎し、又は諸島の通路を斷むと欲せば、更に抗敵すること能はざるべし。
此れは極めて露骨千萬なる申分だ。されど事實が、全く其云ふ通りとすれば、
如何に露骨でも、致方はあるまい。

日本國も速かに外國との交信を始め、通常異國に向てなし給へる不法の政令
を變じたまひなば、上に云へることく、開けたる外國に比すれば、極て厭ふ
べき形勢になり行く病因も、自ら除き去らん事、全權欽差大臣(アチヤーチン)
の誠心に願ふ所なり。又願くは俄羅斯政堂より獻言せる適當神妙の志願も成
就して、日本國と疆界を接し、其間に他國人を容るゝことを欲せず。又俄羅
斯と交好を厚ふせば、日本國昌盛にして、便宜なる形勢にならんことを。貴
邦は人民繁庶にして、才智多く、加之に富殖なるを以て見れば、早く我と
交義を結びなば、已に早く此形勢となりたらんことは料り知るべし。

全權欽差大臣の命を奉じ

カビテイイン。ロイテナント(海軍中佐)ボスシート翻譯(露語より蘭語に)

一千八百五十四年正月 露十日附二十二日

長崎に於て

右忠告書
の
効果如
何

以上の忠告書は、極めて無遠慮に、向き出しに、日本の世界に於ける立場を指示し、日本政府の取る可き手段方法を誨示し、剴切の言をもて忠告を試みたるものにて、尋常の智能あるものは、必ず感動と云はんよりも、聳動す可きものであつた。知らず幾許の反應を筒井、川路に與へたる可き乎。

【107】 第五回談判

十二月廿八日、又たしも第五回の談判をした。川路の日記に曰く、

露人書面
差出

魯人と對話、魯人よりカラフトに罷在軍人、日本人渡海するとも、不法いたすまじき旨之書面差出せり。

川路感慨

又た曰く、
書面に而可ニ申達一旨申諭す。此未御逢ありや、今一度フレカット船へ、肥前守、左衛門尉を招ぎ申度、或は別をおもへばかなしなど云。魯人の愛相、常にかくの如くにて、いつもくかゝることなり。されども必要の談にては、詞屈すると、日延を申候ては、書面にていふなり。魯人の機を見ること、特に早く、實は人を馬鹿にするに云がごとき意あり。しかし正理を以押迫れば、必無言に成、別事をいふか、日延申出るか二つなり。今日大風にて、波立候間、日本の番船は覆らぬが幸なり。船中之もの共、水浸に成、裾より露したゝりて、其難義いふべからず。然るに魯人はバッテリーに乗候て、平地の如し。
船のこと自由ならば、日本人天下に敵なかるべし。残念のことなり。